

# 西ウイグル時代のウイグル文供出命令文書をめぐって

松 井 太

## はじめに

トゥルファン盆地を中心とする東部天山地方出土の古ウイグル語世俗文書は、公文書(行政文書)・私文書に二大別することができる。その内容は多岐にわたるが、いずれも、9世紀中葉にモンゴル高原を離れたウイグル遊牧民さらには13世紀初頭に成立したモンゴル帝国の支配下における、当該地域住民の政治史・社会経済史を再構成する上で、重要な資料となる。特に供出命令文書、すなわち公文書のなかでも物件(金銭、人的労働力をも含む)の供出を命令する行政文書は、公権力=支配権力によるウイグル人社會からの物件徴發=税役制度や、それらの諸制度を機能させる文書行政を考察していくうえで第一級の価値をもつ。このような観点から、筆者はこれまで、世界各国に収蔵される古ウイグル語文献資料群の調査を通じて供出命令文書の確認と抽出につとめ、テキスト校訂作業を行なうとともに歴史研究に利用してきた。その成果は、未公開の博士學位論文[松井1999]および公開された一連の拙稿[松井1998a; 松井1998b; 松井2002; 松井2003; Matsui 2004; 松井2004a; 松井2004c, pp. 17-20; Matsui 2005; 松井2006b]において提示され、さらに近刊のドイツ・ベルリン所蔵古ウイグル語世俗文書目録においても最大限に採り入れられている<sup>1</sup>。

さて、ウイグル語世俗文書の大多数は西暦13～14世紀のモンゴル帝国時代に属するものであり、これまでの拙稿で公開してきた供出命令文書も全てモンゴル帝国時代のものであった。しかしながら、本稿で検討の対象とする3件(Texts A, B, C)は、いずれも半楷書體で書かれていることから<sup>2</sup>、西ウイグル王國がモンゴル帝国支配下に入る以前の時期(10～12世紀)に属するものと考えられる。数としてはまことに少ないものの、西ウイグル王國に関する情報は編纂史料・出土文献史料の双方ともにきわめて限られているため、西ウイグル時代の供出命令文書による文書行政・徴税システムを考察するためには看過できない貴重なデータといえる。

そこで本稿では、まず、これら3件の供出命令文書について文献學的な校訂研究を提示する。次に、その歴史的背景、特に(1)文書の書式、(2)文書に捺された朱印と文書の発行責任者、(3)西ウイグル王國時代の官布の價格と現金税としての官布、の3点について、基礎的な考察を試みるものである。

<sup>1</sup> VOHD 13,21, #2-30, 32-37。

<sup>2</sup> 書體その他の特徴によるウイグル文書の相對的時代判定の基準については、森安 2004, pp. 7-9 およびそこに引用される諸文献を参照。また、本稿で言及するSUK所収文書の時代判定については、森安 1994 を参照。

## 1. テキスト・和譯・語註

まず本章では、問題の西ウイグル時代ウイグル文供出命令文書3件について、歴史學的分析の前提となる校訂テキスト・和譯・語註を提示する。

**Text A U 5329 (T II B 28)** Berlin-Brandenburgische Akademie der Wissenschaften

[文書内容] 某猪年3月某日付, 旅行馬供出命令。

[校訂] USp 93; 李經緯1996, p. 190.

[研究] IUCD, p. 443, No. 109; 梅村 1981, pp. 60, 62 & n. 18; 楊富學 1990, p. 18; 田衛疆 1994, pp. 34-35; VOHD 13,21 #30; Raschmann 2009, p. 413.

[備考] 31.5 x 11.5 cm. Beige. 左下缺。漉き縞 (4 /cm) のある中質の紙。現在は臺紙に貼付保存。朱方印1個 (9.5 x 9.0 cm)。出土地記號 (T II B) から, トゥルファン北方の火焰山の前山に位置するブライク (Bulayiq, または Schüi-pan) 遺跡出土と判明する<sup>3</sup>。

1	tonguz yil ü çünç ay bir (yan)[gäqqa]	猪年第三月 [初 (旬の)] 一日に。
2	msydr-lar-ning bir yol a(t)[in]	長老たちの1 (頭の) 旅行 [馬を]
3	tayqay-taqi yolči-qa birzün	大海 (道) の道案内人に供出せよ。

[語註]

**Ar1, (yan)[gäqqa]:** Radloff は otuz「三十」としたが, 殘畫から改める。

**Ar2a, msydr:** この msydr「長老」は, ソグド語 msydr~ masyōr~ msyōr~ m'syōr“Presbyter, headpriest” [Gharib, p. 219] からの借用語であり<sup>4</sup>, ネストリウス派キリスト教の聖職者と考えられる。この語が在證されるトゥルファン・敦煌出土のソグド語文献もいずれもキリスト教・キリスト教徒に關係し [BT XII, p. 215; Sims-Williams / Hamilton 1990, F<sub>1</sub>, G<sub>20</sub>], また本文書が出土地したブライク遺跡もネストリウス派キリスト教に關係する文献が多數出土していることで知られる [Zieme 1974b; Zieme 1998]。

**Ar2b, yol a(t)[in]:** 行末の a(t)[in]「馬(at)を」は, 現在では語頭の aleph しか残っていない。しかし Radloff は明瞭に對格の +in を示して atin とし, それに對して Malov も特に註記しない [USp, p. 239]。彼らのテキスト校訂時點では本處も完全だったのかもしれない。なお, 本處の bir yol at は「1頭の旅行馬 (= 道の馬)」と考えるべきであり, 梅村1981が「一歳馬」としたのは何らかの誤解であろう。

**Ar3a, tayqay:** USp に従って地名とみなす。Radloff は tayaqi と讀んだが, 筆者は tayqay として, 漢語「大海」もしくは「大街」からの借用と考える。

<sup>3</sup> この遺跡の所在地については, 西村・北本 2010, pp. 236-238 が最新の知見を提示している。

<sup>4</sup> USp は m(a)smadar と轉寫して人名と考え, 梅村 1981・李經緯 1996 もそれに従った。しかし彼らが -M- とみなした第3字は, 語頭の M- とはストロークの大きさが明瞭に異なり, また tayqay, taqi, yolči の語末の -Y と比較して, 語中の -Y- が -D- の直前のために中絶末位形で記されたものとみなすべきである。

前者の「大海」は、敦煌出土『西州圖經』（P. 2009）にみえる「大海道」との関係を想定してのものである。唐代の「大海道」は、トゥルフアン盆地から敦煌に向かうに際し、天山南麓沿いに東進してハミ（伊吾・伊州, Uig. Qamīl）を経由するのではなく、ルクチュン（魯克沁 < Uig. Lükčüng < Chin. 柳中）東のクムターク沙漠（Qum-Tagh, 唐代の「大沙海, 大海」）を南方へ迂回し、そこから砂漠地帯を直線的に東南行して敦煌に向かう交通路である。交通路としてはきわめて困難なものであるが、19世紀後半に至っても間道として使用されていた可能性があるという〔嶋崎1977, pp. 475-478; 嚴耕望1985, pp. 425, 487, 圖9; 王素 2000, pp. 170-175; Pelliot 2002, pp. 2, 10-25〕。

一方、tayqayを「大街」の音寫とみる場合には、西ウイグル王國時代に屬する契約文書SUK Sa18<sub>3</sub>に在證される uluy qay「大街路 (Uig. qay < Chin. 街 \*kai)」との關連が推定できる。この「大街路」は、やはり西ウイグル期のウイグル文葡萄園賣買契約文書（Matsui 2006, Text C<sub>5</sub>）にみえる「王の大通り (qan-nīng uluy yol)」や、SUK Sa04<sub>12</sub>の「大通り (uluy yol)」と同じく、西ウイグル王國の冬都高昌城内の中心街であったと思われる〔Matsui 2006, p. 44, 語註Cr6〕。これらの「大街路, (王の)大通り」は、高昌故城の北壁中央の門から南に向かう大通り（現在ではロバ車の往來する觀光路となっているもの）か、あるいはLe Coqのいう高昌故城遺跡Kの北側のメインストリート〔BSA II, p. 23〕に相當するのであろう<sup>5</sup>。高昌城内に「大道」が存在したことは麴氏高昌國時代に遡っても確認できる<sup>6</sup>。

譯出に際して「大海（道）」を採用したのは、本處のtayqayに續いてyolči「道案内人：旅行者」〔次註參照〕が現われ、遠隔地間の交通路に關係する可能性が高いとみたためである。ただし、本文書の「道案内人」が、西ウイグル王國の據點都市となっていたハミを経由する主要交通路を避けて、あえて難路の「大海道」を利用する歴史的背景については説明を要する〔榮新江1996, p. 374〕。敦煌文書P. 5007によれば、西ウイグルがハミ（伊州）を攻略したのは唐の乾符3年（876）前後である。10世紀初頭の河西歸義軍節度使（金山國）政權はその奪回を試みたが、それが失敗したことは、925年前後に記されたコータン語のいわゆるStäel-Holstein文書がハミ（Īcū < Chin. 伊州）を西ウイグル（Secū < 西州）支配下の都市として明記することからも確實である〔榮新江1996, pp. 358, 363; cf. Bailey 1951, pp. 3, 13; 森安1977, pp. 122-124〕。ただし、北宋の使節として981-982年に西ウイグルを訪れた王延徳の『使高昌記』は、伊州＝ハミについて「州將陳氏, 其先自唐開元二年領州, 凡數十世, 唐時詔勅尚在」といい（『輝塵錄』前録卷4）、當時のハミは漢人の指導者の支配下にあったことがうかがえる。また後晉時代（937～946）の「淨土寺入破曆」には「伊州客僧來時看用」とみえ、乾徳2年（964）前後の敦煌文書『歸義軍官府石破曆』（敦煌研究院001 + 董希文藏卷 + P. 2629）や、太平

<sup>5</sup> いわゆる「イネチ (Inäči; またはイナンチ Inanči)・オズミシュ (Özmiš) 文書」〔梅村 1987〕に屬するSUK Sa05<sub>9</sub> (3Kr. 36 = USp 109)・Sa06<sub>19</sub> (3Kr. 39 = USp 108) にも、それぞれ「大通り (uluy yol)」が在證される。この2件はルクチュン出土と推測されており〔Moriyasu 2002, p. 157〕、そこにみえる「大通り」が高昌城内のものとは即斷できない。ただし、同じくイネチ文書に屬するSUK Mi01では、違約罰の納付先として「高昌城市司令官 (Qočo baliq ayruči)」が言及されており、イネチとオズミシュの一族は高昌地方とも何らかの關係はあったに相違ない。

<sup>6</sup> 高昌延壽十五（638）年史某々買田券（TTD, No. 13）、高昌延壽十五（638）年周隆海買田券（TTD, No. 14）。

興國5年(980)前後の『歸義軍宴設司麵・油破曆』(S. 1366)も、「西州使」と「伊州使」とを使い分けており、兩者を併記する場合もある[榮新江1996, p. 374; 馮培紅2003, pp. 314-319; 羅彤華 2003, pp. 196, 198; 高啓安 2010, pp. 36-37]。以上から、伊州=ハミは、西州=西ウイグル王國の支配下にありながらも、10世紀後半までは一定の獨立性・自治を保っていた可能性が指摘できる。本文書の「道案内人」(およびそれに先導される使節やキャラヴァン)が「大海(道)」を経路としたのは、あるいは半獨立状態にあったハミ政庁による中間搾取を避けるためではなかろうか<sup>7</sup>。とはいえ、以上はあくまでも推測にとどまり、tayqayを「大街」とみなす可能性も決して否定できない。

**Ar3b, yolčī:** 原義は「道案内人」であるが、「旅行者; 道路補修人」の意もある[ED, p. 921]。USp および梅村1981は「道案内人 (Wegführer)」, 李經緯1996は逆に「旅客」を適當とする。さらには人名の可能性もある[Cf. SUK Ex02<sub>9</sub>]。本稿では「大海 (tayqay) 道」が路程不詳の難路であったという点[前註参照]をふまえて「道案内人」と譯出したが、その他の譯語を排斥するものではない。

**Text B Or. 12207(A)6 (Yar. 051) British Library**

[文書内容] 某鼠年12月某日付, 馬匹供出命令。

[圖版] 『敦煌寶藏』55, p. 449, frag. 184.

[備考] 20.0 x 13.0 cm。漉き縞(4/cm)のある中下質の紙。下端缺, 上端・左端・右端は完全らしい。下部に朱印鑑の上半部が残っている。その幅は9.0cmであり, おそらくは方印と考えられるので, 文書の本來の縦寸は25cmを超えるであろう。出土地記號(Yar. 051)からヤールホト(Yar-Khoto, 交河故城)出土と判明する。

1	küskü y(il) čx(š)ap[t] ay(b)[	]
2	-(q)a čanqa süngülüg-täki [	]
3	baltu ba(đ)[u]r müngü bir a(t) [	]
4	yüdgü bir at sün(g)[lüg] T[	]
5	qatägi (a)[t]-ta PY[	]

1	鼠年戒月 (= 第十二月) …… [日]
2	に。チャンカ長槍士の……………
3	バルトゥ=バートウルが騎乗すべき1(頭の)馬……
4	運ぶべき1(頭の)馬, 長槍士……………

<sup>7</sup> なお, 西暦1019年のウイグル文棒杭文書(MIK III 7279, いわゆる第3棒杭文書)には「ハミの大臣(である)イナル=ビュルト (<sub>17</sub>Qamıl ögä İnal Bürt)」というウイグル人名が現われるから[Moriyasu 2001, p. 187], 11世紀初頭にはハミも完全にウイグル支配下に入っていたであろう。従って, 本文に述べたような歴史的状況から逆に本Text A文書の年代を推測するとすれば, この時期に下限を求められるかもしれない。

## 〔語註〕

**Br1-2:** 第1行末缺落部直前の b [ ] は「1(bir)」または「5(biſ)」、また第2行頭の後舌與格語尾 +qa から第2行末に「初旬 (yangi)」または「30(otuz)」を推補できるので、日付は初一日／初五日／二十一日／二十五日のいずれかとなろう。

**Br2, čanqa süngülüg:** Uig. čanqa は “a kind of game trap” の意 [ED, p. 425] で、本處では süngülüg (～süngüglüg) 「長槍士」 [ED, pp. 834-835, 839] の人名とみる。Čanqa の後半は確實に -X' であって -X とはみなせないで、SUK Lo19<sub>2</sub>にみえる人名 Čanaq とは別語であろう。

**Br3a, baltu:** 原義は「斧」 [ED, p. 333] だが、やはり本處では人名。

**Br3b, ba(ḡ)[u]r:** テュルク語・モンゴル語の人名要素・稱號として頻見する bayatur 「勇者」と同語とみる [TMEN II, pp. 366-377, Nr. 817; Rybatzki 2006, pp. 211-212]。古代テュルク碑文では確認できず<sup>8</sup>、敦煌千佛洞出土のテュルク＝ルーン文字文書 Or. 8212/77v (舊番號 Ch. 00183) に書記 (bitgäci) の名としてみえる「バガトゥル刺史 (b(a)yatur čigši)」 [Thomsen 1912, p. 219] が最も古い9世紀後半～10世紀の在證例となる<sup>9</sup>。その一方、東ウイグル可汗國時代(9世紀前半)の中世ペルシア語マニ教讚美歌集 *Maḡrnāmag* (M 1) が列擧する東ウイグル可汗國の宰相 (il ögäsi) たちの中に <sup>36</sup>Bâtūr Sângûn <sup>37</sup>vġâ (< Uig. Batur sangun ögä) という者がみえ [Müller 1913, pp. 9-10]、東ウイグル可汗國時代にすでにテュルク語では語中の -ġa- が長母音化していたことが推測される。本處の P'DWR = baḡur という形式はその傍證となり得る。モンゴル期のウイグル語文書でも本處と同じく P'DWR = baḡur ~ batur という形式が在證されている (E.g., U 5288 = Arat 1937, <sup>14</sup>Quḡatyu-baḡur, <sup>28</sup>Töpčük-baḡur; Ch/U 8136v, <sup>14</sup>Quḡuyi-baḡur)。ただし、Ch/U 7145には「……バガトゥルから(派遣されて)来る人(Bayadur-tin kälġüci)」という在證例もあり、また同時期のモンゴル語諸文獻ではほとんどの場合 B'Q'DWR = bayatur の形式で在證される。

**Br4-5:** 第4～5行下半部は皺を伸ばさないままガラス保存されているため、十分に判讀できない。第5行の (a)[t] 「馬」は缺落部の大きさから推補したもの。右端は完全らしいので、第5行末の PY[ ] 以下で文書は完結していると推測できる。供出命令文書の全體的な書式 [本稿第2節(1)参照] を勘案し、また第3・4行でも「馬 (at)」が言及されていることから、「馬」に後續する位奪格語尾 +ta を「～のうち」と解釋して供出物件の總數を示しているものとみなした。續く PY- 以下は, bir (biſ?) at birzün 「1 (または5) 頭の馬を供出せよ」という文脈を想定してよからう。

<sup>8</sup> この點から、護雅夫は漢籍史料中に頻見する遊牧民の稱號「莫賀咄 (\*māk yâ tuət)」を Tü.-Mong. bayatur の音寫とはみず、その原語を Baya-čur と復原している [護 1967 pp. 309, 385, 406; 護 1972, p. 201]。また吉田豊は、突厥の官稱號として頻出する「莫賀 (\*māk yâ)」のソグド語原語は βy' ではなく、ブグト碑文に在證される my' とすべきであり、その方が唐代の漢語音にも適合することを指摘している [Yoshida 2000, pp. 9-11]。

<sup>9</sup> Or 8212/77v 文書の年代については、森安 1997, pp. 56-57, fn. 39 参照。

**Text C** \*U 9231 (T III M 253)

[文書内容] 年月日不明, 麵粉・葡萄酒などの供出命令。

[備考] 出土地記號 (T III M 253) から, ドイツ第3次探検隊によりムルトウク (Murtuq < Uig. Murut-luq) 遺跡から將來されたものと判明する<sup>10</sup>。ベルリンに所藏されていた原文書は現在所在不明となっているが, トルコの Reşid Rahmeti Arat 教授がベルリン留學時代に撮影した寫真がイスタンブル大學に保管されている<sup>11</sup>。本稿第2章(2)で述べるように, この文書に捺された印鑑は Texts A, B に捺された朱印と同一である。その印寸 (9.0 cm 四方) に基づくと, 原文書の紙寸は約25.0 x 9.0 cm 前後と推測できる。

[ M I S S I N G ]

- 1 [ ](γ)učī q(oy)n (q)or-qa künt(ä) iki quanpuluq
- 2 [ ](.) bir quanpuluq min bir quanpuluq bor birlä
- 3 [ ](.)qi 'änüg birzün •

[前 缺]

- 1 ……すべき羊の經費として, (1) 日に (つき) 2 官布相當の
- 2 …… 1 官布相當の麵粉, 1 官布相當の葡萄酒とともに
- 3 ……エニユグが供出せよ。

[語註]

**Cr1a**, [ ](γ)učī q(oy)n: 若干の缺落があるが, [ ](γ)učī 「……する (者)」, q(oy)n 「羊」を補うことに問題はない。

**Cr1b**, (q)or: 語頭の X- は残畫から補う。原義は「損害」[ED, pp. 641-642] であるが, 本處では「經費」と試譯する。いわゆるイネチ (イナンチ) 文書に屬するモンゴル時代の SI Kr IV 638 文書には 177qorī yunglaq-ī 「支出經費」という二詞一意 (hendiadys) の在證例がみえる [Clouston 1971, p. 191; 梅村 1987a, p. 52]。やはりモンゴル時代に屬するウイグル文供出命令文書 (SI O.39(b)) にも 2yilägäy ilči-kä qor 3qilmiš kümüş 「イレゲイ使臣のために支出した (qor qilmiš) 銀」[Malov 1932], 敦煌出土ウイグル文帳簿様文書 (No. 193 A) にも 4aymay ilči alıp …… 5[…]WN-niŋ qor bolmiš tavar 「投下の使臣が取って……の出費となった (qor bolmiš) 財物」という表現がある [cf. 森安 1988, pp. 420, 422],

<sup>10</sup> ドイツ隊の調査したムルトウク遺跡 (Murtuq) は, ベゼクリク (Bezeklik) 石窟と現在の烏江不拉克 (Ujan-bulaq) 遺跡群を包摂する。そのうち後者はバイシハル (Beš-qar > 伯西哈爾) 石窟 (Grünwedel の調査した Murtuq 2. Anlage に相當) が含まれる [西村・北本 2010, pp. 229-233, 239-240]。

<sup>11</sup> 筆者は, イスタンブル大學の Osman Fikri Sertkaya 教授のご好意でこの寫真資料を調査の上, 研究發表を許可された。この場を借り, Sertkaya 教授に深甚の謝意を表す。なお, \*U 9231 という目録番號は, 本來の所藏機關を繼承する現在のベルリン國立圖書館・ベルリン科學アカデミーで現在與えられているものである。

これらの文書にみえる qor も、公権力者が派遣した使臣などを供應するために現地政庁が要した「経費、支出」を意味するとみなされるからである [松井1999, p. 185]。ただし、後続の kün / kön の解釈によっては、qor を「損害、死損」と解釈すべきかもしれない。次註を参照。

**Cr1c, küntä:** このように転寫して「(1) 日に (つき) ; 日ごとに」と解釋すべき點は、イスタンブール大学の Osman Fikri Sertkaya 教授よりご教示を得たので、まずはそれに従いたい。

ただし、kün「日」を kön「皮革、鞣し革」[ED, p. 725] と改めて、q(oy)n (q)or-qa könt(ä) を「羊の損害 (死損) のための皮のうち/皮として」と解釋し、死亡した羊の皮の再利用に言及したものとみなす可能性も残るように思われる。例えば、ベルリン舊藏の USp 35 (TI / TM 241 = \*U 9189) には öligdin(?) satıy'i säkiz on ziki quanpu män kün birmiş sangun altım 「死んだものからの(?)代價 (である) 82官布を、私キュン=ビルミシュ將軍が受け取った」という文言がみえ<sup>12</sup>、この「死んだもの (ölig ~ ölüg) からの代價 (satıy)」とは家畜の死肉や皮を賣買して得たものと推測されるからである。同じくベルリン舊藏の USp 36 (TI = \*U 9190) も、搾乳用 (saylıq) の羊やヤギ (äčkü) さらにはラクダ (täkä)・仔羊 (quzi) の死亡を記した後に *quzi ätin äčkü ätin satıp on quanpu kün birmiş sangun-(t)a (?)* 「子羊の肉とヤギの肉を賣って、10官布をキュン=ビルミシュ將軍から (?)」といい、やはり死畜の肉の再利用に伴う収支を記した文書と考えられる<sup>13</sup>。さらに大英圖書館所藏の帳簿様ウイグル語文書 Or. 8212/144 + Or. 8212/145 も、羊・仔羊・ヤギ・子ヤギ (oylaq)・雌牛 (ingäk) などの家畜の死亡数を計上している<sup>14</sup>。これらの文書は、いずれも半楷書體で記された西ウイグル時代のものである。一方、唐代西州の長行馬制度や、歸義軍時代の敦煌における官營牧畜においても、馬・ロバ・羊・ヤギなどの死畜の皮が公的に保管されていたことが、トゥルフアン・敦煌出土漢文文書の研究から知られ

<sup>12</sup> 本文書は第二次大戦中に所在不明となっており、\*U 9189 という目録番號は本来の所藏機關であったベルリン國立圖書館・ベルリン科學アカデミーで現在與えられているものである。筆者は、故山田信夫教授が収集された寫真複製 (現在は大阪大學に所藏) を利用して、USp および李經緯 1996, pp. 253-254 の校訂を改めた。ただし、筆者が öligdin = 'WYLYKDYN (< ölig ~ ölüg 「死者、死體」) と讀んだ箇所は 'WYLYMDYN のようにも讀め、Raschmann は 'WYLY/DY/ と翻字するに留めている [VOHD 13,22 #366]。

<sup>13</sup> USp 36 については Tugusheva が再校訂テキストと寫真複製を公刊しており [Tugusheva 1984, pp. 242, 244, 365]、梅村坦 [1987, p. 93] も独自の校訂に基づく和譯を提示している。この點、VOHD 13,22 #363 に補足する必要がある。なお梅村は、本文書がモンゴル時代のいわゆる「イナンチ İnančī (イネチ İnäči) 文書」に屬する可能性を指摘しているが、その際の論據とされた人名 *şinanč-čī* は *šyač-čī* 「木匠; イガチ (人名)」と改めるべきである。また USp 36 文書は半楷書體で書かれており官布 (quanpu) も在證されるから、明らかに西ウイグル時代に屬し [語註 Cr1-2; VOHD 13,22 #363]、イネチ文書とは無關係と考えられる。

<sup>14</sup> Or. 8212/144・Or. 8212/145 は、梅村坦 [2006] により、それぞれ資料3・資料9として校訂テキストが提示され、前者は半草書體、後者は半楷書體の別文書とみなされた。しかし、筆者が原文書を實見調査したところ、この2點は同一の半楷書體文書の斷片であり、Or. 8212/144 の下端に Or. 8212/145 が直に接合する。ここでは、梅村の校訂テキストに対して、重要な修正點を示しておく。資料3: *šänčgü* → *äčkü* 「ヤギ」, *4X* /// → *q[lo](y)n* 「羊」, *šSYXLYX XW* /// → *saylıq qoyan* 「搾乳用羊」, *şbirgrminč[ä]* /// 「返済しないうちに」 → *bir<y>grminč (a)[y]* 「第十一 [月]」; 資料9: *šim[ya]* → *i<n>g[äk]* 「雌牛」, *šSWZ β•SK* → *quzi qya* 「仔羊」, *šurunčaq* → *onunč a(y)* 「第十月」, *š//WKWN ygrmi-g* "WY• /// → *[t]ört ygrmik-ä üč* 「十四日に、3 (頭の)」 (この部分は前述の資料3の *şbir<y>grminč (a)[y]* 「第十一 [月]」に後續する)。

る [Or. 8212/555 = Maspero 1953, No. 299; 藤枝1956, p. 11; せ小紅2003, p. 124]。今後、西ウイグル時代のウイグル住民社会における牧畜経営・家畜管理のあり方についても、如上のウイグル語文書を漢文文書研究の成果と比較しつつ考察していく必要があるだろう。

**Cr1-2, quanpuluq:** Uig. quanpu (~ qunpu ~ qanpu) が Chin. 官布に由来し、一定の公的規格を備え、通貨的に使用された布帛（おそらくは棉布）であったことは、ほぼ承認されている [Hamilton 1969, pp. 43-44; 森安1991, pp. 52-54]。さらに、この官布 (quanpu) の在證例自體が、ウイグル語文書をモンゴル期以前 = 西ウイグル時代に年代比定するための有力な指標となる [森安2004, p. 8]。

この官布の規格について、田先千春は、中央アジア出土織物の現物が「両端巻きで2つの束をもつ」形状であることに着目し、ウイグル語文書で量詞を伴わず数詞のみで示される böz「棉布」が実際には iki bay ~ iki bayliq ~ ikilik で「(両端巻きで) 2束」つまり「1匹」(衣服2着分に相当する量) によって計量されること、また同じくウイグル語文書に頻出する yarim böz「半分の棉布」がその半分の1束 = 1端 (衣服1着分の量) にあたること、さらにウイグル語の官布も同様の形状を有しており、それゆえに「(両端巻きの出会う) 中央にタムガ印のある」という品質保証表示がなされること、を指摘した [田先 2006, pp. 08-014]。なお、ウイグルの官布が実際には棉布であったことは、半楷書體のウイグル語官布消費貸借契 U 6061 (BT V, p. 70 & Taf. 51) で借用した官布 (qanpu) の返済に棉布 (böz) が用いられていることから示唆される<sup>15</sup>。

本文書の在證例で注目されるのは、quanpu に接尾辞 +luq「~のための、~に相当する」が接続し

<sup>15</sup> 同時に、この U 6061 文書は、西ウイグル時代には官布と並んで棉布 (böz) も通貨的に使用されたことを示す。従って、半楷書體のウイグル語文書には通貨としての棉布 (böz) が言及されないとする森安孝夫 [2004, p. 16] の見解も再考を要しよう。田先も、さきには森安説に基づいて通貨としての官布 (quanpu) と棉布 (böz) の間に時間的な棲み分けが存在していたと論じながら [田先 2006, p. 017]、漢文文書中の「七/八綜布」に對應する西ウイグル時代の yiti/säkiz tištäki böz「七/八齒棉布」が通貨的に使用されたことを承認している [田先 2008, pp. 105, 108; cf. Raschmann 1995, pp. 37-38; Matsui 2006, p. 46]。特定の規格を有した官布 (quanpu) と並行して、諸種の棉布も——公定通貨ではないにせよ——通貨的に使用されていた例は、その他のいくつかのウイグル文書にも確認できる。例えば、官布貸借契 SUK Lo04 は 100 官布を借用するものだが、利息については「國庫 (qiznaq) へ [月] 毎に 2 厚手棉布 (yoyun böz) を納めるという。SUK 編者が Uig. qiznaq「宝物庫」[ED, p. 684] を「國庫 (Schatzhaus)」と譯したのは、おそらくは qiznaq がアラビア語 hazina に由来することに基づくもので、「國庫」を定譯として公權力に屬する倉庫とみなし得るかは、他のウイグル語文書の在證例の増加とその検証が必要である。ちなみに、サンクトペテルブルク所蔵のウイグル文貸借契 SI Kr IV 329 (おそらくは習書) には 1yilan yil bir-y, girminé ay altı o(tuz-qa) 2manga (..)SL'Y-qa qunpu kargäk bolup bu 3sang-ta yuz qunpu altim qač ay tutsar 4män ay sayu biš-är qunpu birür-män 「①蛇年十一月二十六日に。②私に (即ち) (..)SL'Y に、官布が必要となって、この③倉から 100 官布を借用した。何ヶ月借用しようとも、④月ごとに 5 官布ずつ私は返済する【後略】とあり、住民に官布を貸付ける「倉 (sang)」の存在が知られる。この「倉」や SUK Lo04 の「國庫 (qiznaq)」, さらには SUK 編者により「義倉」との関係が推測されている「御倉 (ačiy)」(SUK Mi14) の社会的役割・實態については、西ウイグル時代の「國庫 (ayiliq)」[森安 1991, pp. 65-66] はもちろん、唐宋時代の常平倉・州倉および佛教寺院による公的穀物貸付制度 (出舉) [大津 1998] とも比較検討のうえ、解明していく必要があるだろう。いずれにせよ、SUK Lo04 で言及される「厚手棉布 (yoyun böz)」も、借用した官布の利息の支払いに用いられるからには、やはり官布と同様に一定の規格を備え、通貨的に使用されたものである可能性が高い [cf. Raschmann 1995, p. 54]。同様に、通貨的に使用される棉布の在證例として、

ており<sup>16</sup>、かつ「1官布相當の麵粉 (min)」・「1官布相當の葡萄酒 (bor)」という形で供出物件の指示に用いられている点である。この点については第2章(3)で再論する。

**Cr3, 'änüg:** いわゆる『父マニの讚歌』(TT IX, p. 19)にみえる人名 *änüg* と同一と考えたが、他の可能性もある。

## 2. 考察

本章では、前章に示した校訂テキストと語註に基づきつつ、これらの3文書から歴史學的に導き出せる諸点を述べる。

### (1) ウイグル文供出命令文書の書式の共通性

ウイグル文供出命令文書は全體としてほぼ共通する書式をもち、冒頭に(1)十二支獸紀年・月日が記され、續いて(2)物件供出の理由・目的、(3)供出物件とその數量、(4)供出負擔者、が場合によっては順序を變えつつ記され、末尾の(5)命令文言が記された上で、公印(官印)が押捺される。このような定型的書式は、もっぱらモンゴル帝國時代に屬する供出命令文書から抽出されたものであり、モンゴル時代を通じて——大元ウルスからチャガタイ=ウルスへという上級支配權力の交替にもかかわらず——大きく變化することはなかったことを示す[松井1998a, p. 032; 松井1998b, pp. 11-13; 松井2002, pp. 94-100; 松井2003, pp. 55-57]。

そして、本稿で扱った西ウイグル時代の供出命令文書3件の書式も、上述のような供出命令文書の定型的書式に則っているとみなすことができる。以下に、3件の記載内容を、日本語譯によりつつ書式項目ごとに分解して示す(丸數字は原文書の行數に對應する)。

#### Text A

- ①猪年第三月[初(旬の)]一日に。……………(1)十二支獸紀年・月日
- ②長老たちの……………(4)供出負擔者
- 1(頭の)旅行[馬を]……………(3)供出物件・數量

---

西ウイグル時代に發給された原文書を後代になって複製したものと判断されるムルトルク寺院宛免税特許状(U 5317 = Zieme 1981, Text A)の<sup>39</sup>*birt böz*「ビルト税の棉布; 稅布」という表現が擧げられる[松井1998a, p. 050, n. 12; 松井2004c, pp. 14-15, fn. 9; Matsui 2005, p. 70, fn. 6; Matsui 2006, p. 38]。この「稅布」も、その長尺・品質については公權力が何らかの規定を設けていたであろう。なお、この文書も棉布と同時に官布(<sup>41</sup>*quanpu*)にも言及している。さらに、ベルリン所藏の帳簿様文書U 5832bにも<sup>6</sup>*[sat](i)yi-niing bir PWZ*「[~の代]價である1PWZ」という表現がみえる。このPWZがPWYZ = *böz*「棉布」の誤記であれば、やはり西ウイグル時代における通貨としての棉布の在證例とみなすことができよう。本文書には官布(*quanpu*)表記の代價も言及されているからである[森安2004, p. 12]。

<sup>16</sup> 接尾辭 +i<sup>o</sup>q / +i<sup>o</sup>k の用法については、OTWF, § 2.77。特に本 Text C 文書の在證例では、いずれも語末の -q の尻尾を長く引き伸ばしており(特に第1行では行末の余白が少ないためあえて右下方に引き伸ばしている)、尻尾の短い -y と區別する意識が明瞭にうかがえる。Cf. 森安1992, pp. 43-50。

- ③大海（道）の道案内人に …………… (2)物件供出の理由・目的  
供出せよ。…………… (5)命令文言

Text B

- ①鼠年戒月（=第十二月）[□日]②に。 …… (1)十二支獸紀年・月日  
チャンカ長槍士の…………… (2)供出目的 (?)
- ③バルトゥ＝バートルが騎乗すべき
- 1（頭の）馬， …………… (2)供出目的・(3)供出物件と數量  
…④運ぶべき1（頭の）馬， …………… (2)供出目的・(3)供出物件と數量  
長槍士…………… (2)供出目的 (?)
- ⑤までの馬のうち， …… (2)供出目的・(3)供出物件と數量（總量）

Text C

- ①…すべき羊の經費として， …………… (2)供出目的  
(1)日に（つき）2官布相當の②…… (3)供出物件と數量  
1官布相當の麵粉， …………… (3)供出物件と數量  
1官布相當の葡萄酒とともに …………… (3)供出物件とその數量  
③…エニユグが供出せよ。…………… (4)供出負擔者・(5)命令文言

文書の破損缺落のため、Text B では(4)供出負擔者<sup>17</sup>・(5)命令文言が、またText Cでは(1)十二支獸紀年が判然としないものの、全體を通じてモンゴル時代のウイグル文供出命令文書の書式との共通性は明らかに看取できる。特に、供出命令文書は總體として(2)物件供出の理由・目的・用途を詳細に記すが、これは供出命令文書による物件徴發が臨時・非正規の稅役（あるいは物件供出による正規稅の代納）としての性格を有していたことに由來する[松井2002, pp. 97-100]。この點に關しても、本稿の3件の文書のうちTexts B, Cは、破損缺落があるとはいえ馬や官布の用途をある程度詳述している點で共通しており、西ウイグル時代でも供出命令文書による物件徴發が臨時稅・非正規稅に相當したことを反映している。また、文面がほぼ完全に残っているText Aからは、文書の發信者・發行者が書式上明記されないという重要な特徴[松井2003, p. 59]も共通するといえ、おそらくTexts B, Cもこの點では同様であったと推測できる。

以上の點から、ウイグル文供出命令文書の書式は西ウイグル時代に成立し、モンゴル時代にもほぼ變更なく踏襲されたと考えることができる。供出命令文書が公文書＝行政命令文書であるということをもふまえれば、ウイグル文供出命令文書による物件徴發つまり徵稅システムは、西ウイグル時

<sup>17</sup> Text B の第 2, 4 行にみえる「長槍士」が供出負擔者である可能性も残る。

表1 西ウイグル時代の出土文書の漢字印

	印文	印寸 (cm)	文書番號
①	大福大廻鶻 國中書門下 頡於迦思諸 宰相之寶印	10.0 x 9.5	K 7709
②	大福大廻鶻 國中書門下 頡于□□諸 宰相之寶印	10.7 ~ 11.0 x 10.6	U 5525 U 5717
③	大福大□鶻 國□□□下 頡于迦斯□ □□之寶印	現存 9.8 x 8.3	80TB I:528
④	□□大□□ □□□□□ 頡□□□□ □□□之印	9.8 x 9.6	U 5319
⑤	頡于迦 思諸宰 相之印	現存 6.1 x 4.8	U 5990v ; Ot. Ry. 1590
⑥	頡□□ 思諸宰 相之印	現存 5.8 x 5.1	U 5983
⑦	□□□ □天特 勤之印	現存 6.1 x 3.5	U 5980
⑧	恩賜 都統	4.5 x 4.3	P 3672 Bis
⑨	□□ □□	6.0 x 6.0	SI 4bKr 222
⑩	□寶 □□	直徑 7.8 (圓印)	SI 3132

※ ③⑨⑩の印寸は筆者の計測による

代～モンゴル時代を通じて継承されていたとみなせるのである。

すでに拙稿で述べたように、モンゴル時代ウイグルスタンの税役制度には、唐代の諸制度を西ウイグル經由で継承したものがあつた〔松井1998a; 松井2006〕。ウイグル文供出命令文書とそれによる徴税システムについて西ウイグル時代からモンゴル時代への連続面を剔出できたことは、これを補強するものといえる。

## (2) 朱印と文書の發行者

この3件の文書に捺された朱印は、それぞれに破損缺落や濃淡があるため、印文を充分には解讀できない。しかし、少なくとも4行からなる量篆漢字印であることは確實であり、特に「大廻 [鶻] □」と解讀できる第3行の印文のうち「大廻」はTexts A-Cの全てにみえる。さらに、やや殘存部分の多いTexts A, Cの印鑑を相互に比較すると、その他の字形も酷似する。以上の點から、これらの3件の朱印鑑は同一のものであり、おそらく1行4字×4行で、原寸は約9.0～9.5 cm四方であつたと推定できる。

ウイグル文供出命令文書が——モンゴル時代のものを含めて——文書の發信者・發行者を書式上明記しないことは上述した。とはいえ、この朱印が、これら3件の供出命令文書に公文書としての効力を與えていること、換言すれば文書の發行者を示すものであることは、まず確實である。従つて、これら3件の文書は、供出命令文書による臨時・非正規の物件徴發が行政支配システムのどのレベルで決定されていたかを明らかにする上で、重要な情報を提供し得る。そこで、これら3件の文書の發行者が西ウイグル王國の支配體制においてどの程度の地位にあつたかを、これまでに知られている西ウイグル時代の出土文書に捺された漢字朱印(表1参照)との比較から推定してみよう<sup>18</sup>。

<sup>18</sup> 表1に掲げた朱印のうち、①～⑧が西ウイグル王國時代に屬することはすでに詳論されている〔①②④～⑦ = 森安 1991, pp. 37, 127, 134; 森安 2000, pp. 118-119; Moriyasu 2001, pp. 176-177; Moriyasu 2003, pp. 65-67; ③ = 松井 2006a, 文書(2); ⑧ = 森安 1987, pp. 59-63〕。⑨⑩も、ともに半楷書體の文書 (Tugusheva 1996, Nos. 7, 8) に捺されたものであり、西ウイグル時代に比定できる。

表1の①③⑤にみえる「頡於迦思／頡于迦斯／頡于迦思」は、いずれもウイグル語 *il ögäsi* 「國の顧問」の漢字音寫であり、漢文の「中書門下」や「宰相」に對應する。判讀可能箇所や字數からみて、この語が②④⑥にもあったことは確實である。すなわち①～⑥はいずれも西ウイグル王國の宰相ら最上級の支配層の公印とみなせる〔森安1991, pp. 127-128; Moriyasu 2001, pp. 175-177〕。同じ宰相クラスの公印であっても、①～④では印文中の宰相たちの稱號が長くまた印寸も大きいのに對し、⑤⑥のそれが簡潔な印文でかつ印寸も小さいという相違が目をはきくが、これは、(1)公印が作製された時期・年代が異なる、(2)複数の宰相たち<sup>19</sup>の間に序列が存在した、(3)文書の用途・案件の重要性により印を使い分けた、など、それなりに合理的な要因が推測できよう。

⑦の印文中の「天特勤」は、明らかに *Uig. tngri tegin* 「天の王子、聖なる王子」の漢語譯・音寫である。同様の稱號を持つ人物として、西ウイグル時代の漢文棒杭文書に寄進者としてみえる「英利耶嚙地蜜施天特銀 (*il yarutmiš tngri tegin*)」、敦煌出土漢文文書『佛說阿彌陀經講經文』(S 6551)にみえる「諸天特勤 (*tngri tegin*)」が擧げられる。前者は、西ウイグル王國の皇太子またはそれに準じる人物と考えられる〔森安1974, pp. 43-44〕。また後者は「天王／可汗天王 (*qayan tngri ilig*)・天公主／鄧林公主 (*tngrim qunčuy*)」に續いて現われ、「諸」の表記から複数いたことが明らかであるが、やはり西ウイグル王の王子・兄弟であることは確實である〔張廣達・榮新江1989, p. 23〕。

⑧の「恩賜都統」印は、西ウイグル王國のうち高昌を中心とするトゥルファン地域の佛教徒を統轄する「都統大德」に與えられたものである。都統は、10世紀段階の西ウイグル王國佛教界の最高位の稱號であり、ビシュバリク (*Biš-Baliq*, 北庭)・高昌・ハミ・焉耆・龜茲の5地區に各1名が任命されたとされる〔森安1987, pp. 59-63; 森安2007, pp. 19-21〕。一方、⑨の捺される文書は「大都統 (*uluy tutung*)」から「トヨクの劉寺主 (*Tryoqluy Liu siču*)」に宛てられたウイグル語の書簡である〔松井2004b, p. 62, n. 19〕。この差出人の稱號「大都統」は、⑧の差出人である「都統大德」に對應するウイグル語の稱號とみなすことができる。ただし、⑨の印寸は⑧よりさらに大きいので、この「大都統」は、5人の都統のさらに上位にあつて彼らを統轄する西ウイグル全體の佛教指導者だった可能性もある。印文が不鮮明で解讀できないのが残念である。最後に、⑩が捺されたSI 3132文書(舊番號 Kr IV 618)は、甲冑 (*yariq*) や盾 (*qalqan*) など武器關係の物資の受け渡しに關係する行政命令文書であるが、その發行者については詳細不明である。また、⑩は圓を4分割してそれぞれに漢字を配するという珍しい形式の印文をもつが、それも「寶」を除いては確實に判讀できない<sup>20</sup>。

<sup>19</sup> 東ウイグル可汗國がウイグルをはじめとする9つの遊牧集團の連合體であり、それぞれの集團を都督 (*Chin. > Uig. totoq*) が統治していたことは周知の通りである。西ウイグル王國や甘州ウイグル王國がこの國家構造を引き継ぎ、それぞれ「9人の宰相」を置いていたことは諸史料に傳えられる〔森安1991, pp. 163, 169-170〕。西ウイグル時代の棒杭文書で *il ögäsi* を稱する人物も、しばしば都督 (*totoq*) を併稱している〔Moriyasu 2002, pp. 161, 177; Moriyasu 2003, p. 86〕。また、トゥルファン出土のマニ文字中世ペルシア語文書 MIK III 36 (T II D 135) でも、*il ögäsi Niyošakpat*, *il ögäsi Yägän-Sävig totoq*, *il ögäsi Ötür Boyla tarxan* という3人の *il ögäsi* が言及され、そのうち *Yägän-Sävig* が都督と *il ögäsi* を併稱していること〔Müller 1912, pp. 210-212; Beduhn 2001, p. 233〕も留意されよう。

さて、我々の3件の供出命令文書 Texts A-C に捺された朱印の印寸（約9.0～9.5 cm 四方）は、①～④にはわずかに及ばないものの、西ウイグル王族の印である⑦、宰相の印である⑤⑥、さらに佛教界の指導者の印である⑧⑨よりも、かなりの程度大きいことが特に注目される。公印・官印の大小にはその所有者・捺印者の支配体制における地位・序列が反映すると考えられる。従って、Texts A-C の朱印の捺印者＝発行者は、西ウイグル王国の支配体制の中で、①～④の公印の捺印者すなわち西ウイグル王国の宰相クラスに準じる地位を占めていたと推定できる。換言すれば、西ウイグル王国時代、供出命令文書による臨時・非正規の物件徴發は、西ウイグル政府の中樞に属する宰相・大臣クラスの高官によって承認されていたことになる。

このような推測は、Texts A-C の出土地点からも、ある程度支持されるものと筆者は考える。すでに示したように、Text A の出土地点であるブライク（Buluyuk < Uig. Bulayiq）遺跡、Text B のヤールホト（Yar-khoto）遺跡すなわち交河故城、Text C のムルトゥク遺跡を、それぞれ地図上に示したものが図1である。各遺跡間の距離は、ムルトゥク・ヤールホト間は約40km、ムルトゥク・ブライク間は約30km、ブライク・ヤールホト間は約12kmである。石窟寺院の集中する佛教聖地であったムルトゥクは措き、唐代の交河城に由来するヤールホトやブライクが西ウイグル時代にも一定規模の都市・村落として機能していたことは確實である<sup>21</sup>。しかしそれらの都市・村落に西ウイグル政府宰相クラスに準じる公印を持つほどの高官が駐在しており、かつ彼らに同一の公印が與えられていたとは考えにくい<sup>22</sup>。やはり、Texts A-C の発行責任者たる宰相級高官は、西ウイグル王国の冬都であった——いわゆる Staël-Holstein 文書でも「首都の西州（secū mistä kamtha）」と稱される——高昌に駐在しており、そこからヤールホトやブライクなどの都市・村落を包攝する広域にまたがる行政権を行使していたと考えるのが妥当であろう。

ところで、チャガタイ＝ウルス（いわゆるチャガタイ＝ハン国）支配下で14世紀中葉～後半に同一の公権力者集団により発行されたウイグル文供出命令文書群である「クトルグ印文書」の中にも、高昌故城出土文書（松井1998b, Texts 3-5, 7, 9, 13, 14）と並んでヤールホト出土文書（松井1998b, Text 2）がみえていた。従って、「クトルグ印文書」の発行責任者の行政権は、本稿の Texts A-C の発行責任者と

<sup>20</sup> 本文書は Tugusheva 1996, No. 8 として校訂テキスト・白黒写真が公刊されたが、2009年7月～9月に京都国立博物館で開催された展覧会の図録（『シルクロード 文字を辿って：ロシア探検隊収集の文物』京都国立博物館、2009, p. 84）が、鮮明なカラー写真を掲載しており閲覧に便利である。そこでは高田時雄・森安孝夫が解説を加えているが、やはり「寶」以外の印文は不明とする。また、高田・森安がこの文書の発行者を「相当の大官」とみなしたのは、おそらくこの圓印①の印寸（直径7.8 cm）に鑑みたものであろう。

<sup>21</sup> ブライクは麴氏高昌國時代の滄林縣に相当し [嶋崎 1959 = 嶋崎 1977, p. 132; 荒川 1986, p. 40]、ウイグル語文書ではピラユク（PYL/YWX = Bilayuq）という形式で在証される [Raschmann 2009, p. 414; cf. Zieme 1974, p. 665]。さらに、いわゆる Staël-Holstein 文書（語註 Ar3a 参照）にも phalayakä という形式で在証され、高昌（secū mistä kamtha 「首都の西州」）・ルクチュン（ḍokäcu < Lükčüng）・トゥルファン（tturpanä < Turpan）・ビシユバリク（paṃjäkamtha ~ MP. pñžknḍyy = Uig. Biš-baliq）と並んで「西州の諸都市」すなわち西ウイグル王国の主要都市として言及されている [Clauson 1931, pp. 304, 307; Bailey 1951, p. 15; 森安 1977, p. 124]。

<sup>22</sup> 例えば、前脚註に示した Staël-Holstein Scroll ではヤールホトは言及されない。



A = ブライク, B = ヤールホト, C = ムルトウク, Q = 高昌

同様の地理的範囲に及んでいたといえる。すなわち、本節での分析結果は、前節における供出命令文書の書式の共通性とあわせて、西ウイグル時代からモンゴル時代における供出命令文書による物件徴発システムと、それを機能させる公権力の實態を通時的に考察していく上で重要となるであろう。

### (3) 官布の貨幣価値と現金税としての官布

ウイグル文供出命令文書において、麵粉 (min)・葡萄酒 (bor) は供出物件として頻出する。その数量・額を指定するときには、麵粉には穀物計量単位 (容量単位) の斗 (küri)・升 (šing), 葡萄酒には液體計量単位 (容量単位) のカプ (qap: 原義は「皮袋」, モンゴル時代には斗 = 8.4 l に相当)・テムビン (tämbin: qap の 1/30 に相当)・サバ (saba: Mong. saba 「皮袋」からの借用語, モンゴル時代には升 = 0.84 l に相当) が用いられるのがほとんどであり、若干の例では重量単位のバトマン (batman: モンゴル時代には斤 = 640g に相当) が麵粉・葡萄酒双方の計量に用いられる<sup>23</sup>。

ところが、上掲のテキスト校訂に示したように、Text C は供出物件を「1 官布相當の麵粉 (bir quanpuluq min)」、 「1 官布相當の葡萄酒 (bir quanpuluq bor)」と指示している。これらの「1 官布相當」という表現が麵粉や葡萄酒の数量・額を示していることは、文脈からみて疑いない。また、第 1 行末の「2 官布相當 (iki quanpuluq)」も、第 2 行冒頭にあったはずの供出物件の数量・額を示していることは確實である。ウイグル文供出命令文書が行政命令文書 = 公文書に属する以上、そこでの供出物件の数量・額は、何らかの公的な規格に基づいて指示されていたであろう。その点で、この Text C が「～官布相當の (quanpuluq)」という表現を用いて供出物件の数量・額を示していることは、公

<sup>23</sup> これら諸種の計量単位とその實態値については拙稿 [松井 2004a; Matsui 2004] を参照。なお、麵粉や葡萄酒の計量に batman を用いる例としては、U 5315 = Arat 1964, p. 77; U 5665v = 松井 2002, Text G (ただし供出命令文書ではなく帳簿様文書) がある。

的規格を備えた通貨としての官布の機能をあらためて確認するといえる。

ここで、Text C で供出を命じられている「1 官布相当の」物件の量を具体的に考察するため、他の西ウイグル時代のウイグル語文書にみえる官布による物價表示を検討してみたい。管見の限りでは、麵粉と官布との取引・換算については実例を見出せていない。一方、葡萄酒と官布の取引・換算については、USp 35 (\*U 9189 : 語註 Cr1c 参照) に、① *syangi borluq-nung bir küp künči bori satip üç yuz toquz on quanpu boldi* 「新しい葡萄園の1甕の胡蘆巴<sup>24</sup> (入り) の葡萄酒を賣って、390官布となった」、② *lükčüng-täki iki küp bor üç yuz 7ygrmi quanpu boldi* 「ルクチュンにある2甕の葡萄酒は320官布となった」という例がある。また、龍谷大學所藏の西域文化資料 Ot. Ry. 1415 [cf. 羽田・山田 1961, pp. 202-203 & pl. 15] にも、③ *bir küp bor satiyi üç yuz otuz quanpu* 「1甕の葡萄酒の代金である330官布」という具体例がある。

この①②③で葡萄酒の計量に用いられているウイグル語 küp 「甕；壺；桶」の具体的な容量は、これまでに十分には検討されていない。しかし、敦煌出土『歸義軍官府酒破曆』[語註 Ar3a 参照] では「斗(斛)・升 (= 勝)」と並んで「瓮(甕)」が酒の計量に用いられており、また9世紀後半～10世紀の敦煌出土ルーン文字テュルク語文書 Or 8212/77v にも「1日あたり1頭の羊と2甕のビール (iki küp bägni)」を求める文脈がみえる [Thomsen 1912, p. 219; Zieme 1997, pp. 439-441; 森安1997, p. 51, fn. 19; 本稿第1章, 語註 Br3b 参照]。兩文書は時間的・地理的にごく近接するので、後者の古代テュルク語 küp が漢文文書の「瓮」に對應する可能性は高い。一方、前者の『歸義軍官府酒破曆』は、「西州使」すなわち西ウイグル王國からの使節への供應にも関係していた [語註 Ar3a 参照]。そこで筆者は、これらの使節を通じて、敦煌 = 歸義軍政府における容量規格としての「瓮」が——若干の改變を伴ったにせよ——西ウイグルにももたらされ、古代テュルク語 = ウイグル語で「甕 (küp)」と呼ばれるようになったと推測しておく。敦煌漢文文書の「瓮」は6斗に相当し [施萍亭1983, pp. 150-151]、唐宋時代の1斗は約6ℓであるから、「瓮」の容量は約36ℓと見積もられる。容器としての甕があまりに巨大になると、物理的な保管や輸送が困難になるだけでなく、万一1つの甕が破壊された場合の損害も大きくなるので、この約36ℓという数値は、西ウイグルの「甕 (küp)」の容量としても妥当であろう<sup>25</sup>。そこで、1甕 = 36ℓとして上記①②③の換算例における1官布あたりの葡萄酒の量を求めると、①は約92ml (= 1甕 × 36ℓ ÷ 390官布)、②は225ml (= 2甕 × 36ℓ ÷ 320官布)、③は約109ml (= 1甕 × 36ℓ ÷ 330官布)となる。

<sup>24</sup> Uig. künči を藥草としての「コロハ、胡蘆巴 (*Trigonella foenum-graecum*)」とみることについては、拙稿 [松井 2006a, p. 51] を参照。

<sup>25</sup> ちなみに、西ウイグル時代の家財讓渡遺言状 SUK WP03 には *11-12 üčär qapliq küp* という在證例がみえる。SUK 編者はこれを「3つの各々3カプリク (容積單位) の壺 (3 Krüge (von) je drei qapliq)」と譯し、qapliq を容積單位とみなした。筆者はこれに對し、qapliq を、液體計量單位カプ (qap) に接尾辭 -liq 「～分の、～用の」が接續して「～カプ容量の、～カプ分の、～カプのもの」を意味するものとみなし、該處を「3つの、3カプの甕」と解釋する。本節冒頭に述べたように、モンゴル時代の液體計量單位カプ (qap) は漢語の斗 = 約 8.4ℓ に相當するので [松井 2004a, pp. 166-163]、これを單純に西ウイグル時代に援用すれば、問題の「3カプの甕」

しかし、この1官布あたり葡萄酒100ml～200mlという推定値を、Text Cにそのまま應用することには慎重とならねばならない。第一に、依據する用例が上記①②③のみと少なく<sup>26</sup>、また葡萄酒の品質による価格の差なども考慮する必要があるからである。さらに、モンゴル時代のウイグル文供出命令文書における葡萄酒の供出量は、1サバ＝3テムビン(840ml)、1～3カブ(8.4～25.2ℓ)、20バトマン(約12.8kgに相当)とされている<sup>27</sup>。いかに時代差とそれに伴う物價變動を考慮するとしても、本章(1)で考察したようなウイグル文供出命令文書による物件徴發システムの連続性に鑑みれば、本Text C文書によって徴發される葡萄酒量が100ml～200mlというのは相當に少ないものと言わざるを得ず、このように細々とした少量の物件供出をあえて命じる歴史的背景を説明する必要もある。

このように官布の價値を推計してくると、このText C文書では、なぜ葡萄酒・麵粉の計量に際して常用される単位を用いず、あえて「1官布相當の」という價格換算によりその數量を表示したのか、ということ自體が、そもその疑問として現われる。物價の變動を考慮すれば、官布による換算表示は、實際の供出物件の數量を正確に明示するものとはいえず、ひいては行政命令の内容の嚴密な履行の支障となりかねないからである。

この疑問は、西ウイグル王國における官布(quanpu)が、公的規格を有し通貨的に使用される布帛という原義から轉じて、それによって徴収される現金税となっていたと想定することで解決できるものと、筆者は考える。歸義軍時代の敦煌では、土地を基準として科徴される税役が「官布・地子・柴草」と總稱されるように、官布は一種の現金税となっていたが[池田1973, pp. 77, 110; 堀1999, pp.

---

は約25.2ℓとなる。また、本來「皮袋」を意味するqapが、西ウイグル時代にすでに唐宋の斗(約6ℓ)に對應していたとすれば、「3カブの甕」はより少なく約18ℓのものと推定できる。しかしながら、SUK WP03における「3カブの」という説明は、それが一般的な計量單位としての甕(küp)の容量と異なることを、逆説的に示唆する。そこで筆者は、あえて本文に示したような敦煌漢文文書中の「瓮」との對應を提案するものである。なお、西ウイグル時代のマニ教寺院經營令規文書には、küpに指小辭-čükが接續したküpčükという語が在證されており、これに由來する現代キルギス語のküpčükは約12ℓに相當するという[K. Judakhin, *Kirgizsko-Russkij slovar*, Moskva 1965, p. 469; 森安 1991, p. 76]。

<sup>26</sup> 西ウイグル時代に屬する貸借契SUK Lo03は、破損缺落のため契約内容は不明瞭ながら、その借料を63官布と設定している。山田信夫はこの文書を物資輸送用の馱獸の貸借契とみなしたが[山田 1961, p. 219]、文書中には<sub>3</sub>küp「甕」、<sub>4</sub>qap「皮袋」、<sub>5,7</sub>süčüg「甘い葡萄酒(または葡萄漿)」も言及されているから、甘い葡萄酒(または葡萄漿)の輸送を請け負う契約とみなす可能性も残る。かりに、この文書が1甕(küp)の葡萄酒輸送を63官布で請け負ったものであり、その借料が葡萄酒の代價に等しいとみなせば、1官布あたりの葡萄酒の量は約570ml(=1甕×36ℓ÷63官布)となる。輸送する甕の數量がより多く、また借料の「63官布」に馱獸の賃借料が含まれているとすれば、1官布あたりの葡萄酒量はもっと多くなるが、これ以上の推算はあまりにも恣意的とならう。さらに、大英圖書館所藏のOr.12207(A)7(舊番號Yar. 054)は、斷片的ながら<sub>5</sub>süčüg qutju「甘い葡萄酒(または葡萄漿)を注ぐべき」、<sub>8</sub>(q)anpu「官布」、<sub>9</sub>iiki yangi küp「2つの新しい甕」などの表現がみえ、おそらくは甘い葡萄酒(または葡萄漿)を甕(küp)で計量し、その價格を官布で記録していたものと推測されるが、残念ながら官布の數量が不明なので、直接の價格換算の例とすることはできない。

<sup>27</sup> 松井 1998b, Texts 1, 3, 4, 8, 10, 15; U 5308 = 松井 2004a, p. 164; U 5284 = Arat 1964, p. 70; U 5315 = Arat 1964, p. 77.

320-323; 鄭炳林2003, pp. 386-387], この「官布・地子・柴草」に對應するウイグル語表現「柴草・地子・官布 (i tariy quanpu)」は10世紀後半のマニ教寺院經營令規文書 (K 7717) にも在證され、西ウイグル王國でも官布は田地から徴収される税をも意味するようになっていたと考えられている [森安1991, pp. 40, 41, 51-52, 65]。この點は、西ウイグル時代のムルトルク寺院宛免税特許状 (U 5317 = Zieme 1981, Text A) にも税目名稱として<sup>40-41</sup>šilu uluḡ birim quanpu-si「žilu・大税の官布」がみえることから裏付けられる [Matsui 2005, pp. 70, 78]。

さらに、ベルリン科學アカデミー所藏の官布貸借契(ただし習書または草稿)のCh/U 7214文書 (= Matsui 2006, Text E) にも、「年分の官布 (yilliq qunpu)」という表現がみえる。ベルリン現存のCh/U 7214文書は冒頭部分のみの斷片となっているが、その後の筆者の調査により、本稿Text Cと同じくトルコのArat教授が第二次大戦前に撮影したベルリン舊藏ウイグル語文書の寫眞資料の中に、より多くのテキストを残している状態のCh/U 7214文書が含まれていることが判明した。そこで、舊稿に補訂を加えた校訂テキスト・和譯を以下に提示する。

**Text D** Ch/U 7214 + \*Ch/U 9002<sup>28</sup> [Plate IV]

- 1 -LYX (.) [ ]L (...)P(...) [ ]<sup>29</sup>  
 2 luu yil ikinti ay aḡti otuz-qa manga qačmaz-qa  
 3 yilliq qunpu kargäk bolup tutmiš-ta iki yuz  
 4 q(u)[np](u) altim bir ödi t[ut]miš-ta yuz qunpu bašin-  
 5 [-ta urup üç yuz] qunpu (kö)[n](i) birürmän bu qunpu  
 6 [birginčä örtü qodı] bolsar män kisim yitürmiš köni  
 7 [birzün tanuq ](..) tanuq qumar toyrıl tanuq  
 8 [ bu tamya] biz ikigü-nüng ol  
 1 .....

<sup>28</sup> \*Ch/U 9002 とは、現存の Ch/U 7214 文書からは亡失している部分に対して、ベルリン國立圖書館・ベルリン科學アカデミーが與えている整理番號である。Arat はこの文書に「198/49」という整理番號を付していた。この寫眞資料についても研究發表を許可されたイスタンブル大學の Osman Fikri Sertkaya 教授に、重ねて深甚の謝意を表す。舊稿 [Matsui 2006, p. 48] では、同じくベルリン科學アカデミー現存の Ch/U 6992 文書 (= Matsui 2006, Text D) が Ch/U 7214 文書と同一の漢文佛典寫本の紙背を二次利用したものであることを指摘しておいたが、今回發見の寫眞資料からは、両者が \*Ch/U 9002 部分により直に接合することが判明し、さらに Ch/U 6992 文書の第 1-3 行下端の缺落部を補完することができる (本稿 Plate IV 参照)。また、ベルリン現存の Ch/U 6762 文書は、この兩斷片と同じ漢文佛典寫本を利用した斷片であり、現在のトヨク (Toyoq < Uig. Tiyuq) 遺跡から出土したことを示す出土地記號 T II T 2034 を有する。従って、Ch/U 7214 + \*Ch/U 9002 + Ch/U 6992 文書もトヨク出土とみなしてよからう。ただし、Ch/U 6762 裏面のウイグル文の筆跡は、Ch/U 7214 + \*Ch/U 9002 + Ch/U 6992 文書とは異なり、Raschmann によれば佛典であるという [VOHD 13,21, pp. 115, 116]。

<sup>29</sup> 第 1 行の翻字は若干改善したが、以前として轉寫・解讀は困難である。

- 2 龍年第二月二十六日に。私に(即ち)カチマズに  
 3 年分の官布が必要となって、トウトミシュ<sup>30</sup>から200  
 4 官布を借り受けた。1期間借用した時に<sup>31</sup>、100官布をその元金  
 5 [に載せて300]官布を<sup>32</sup>、私は正しく返済する。この官布を  
 6 [返済する前に私が逃亡<sup>33</sup>]すれば、私の妻イトウルミシュが正しく  
 7 [返済せよ。立會人……………]立會人クマル=トグリル。立會人  
 8 …………… [このタムガ印は]私達二人のものである。

本Text D文書は第2～8行が1つの消費貸借契となっているが、捺印はなく、この後には別の契約草稿(= Matsui 2006, Text D)があり、さらに第1行も別内容の文書の末尾と考えられるから、おそらくは草稿・習書であって、契約証文として実際に効力を有していたものではないことは明らかである。しかし、記載内容は具体的で十分に整っており、書式の上でも既知のウイグル文消費貸借契とも齟齬しないので、その記載内容は当時の現実の契約を反映しているものと筆者は考える。

さて舊稿では、第2行行頭の *yilliq quanpu* に先行する第1行行末の缺落部には十二支獣もしくはは数詞があるものと推測し、「(十二支の)某年分として賦課された官布」または「(これまで滞納されている数)年間の分の官布」と解釈すべきことを提案したが [Matsui 2006, p. 49]、これは結果的には誤りであった。しかしながら、今回の再校訂テキストからは、*yilliq quanpu* 自体が「年分の官布；毎年の官布」という1つの術語となっていることが明らかとなり、逆に官布が年単位で賦課される現金税となっていたという筆者の推測 [Matsui 2005, pp. 70, 78; Matsui 2006, p. 49] は、あらためて補強されたといえる<sup>34</sup>。

以上に掲げた用例から、西ウイグル王國の官布 (*quanpu*) は、歸義軍時代の敦煌での官布と同様、

<sup>30</sup> 舊稿では本處の人名トウトミシュ (Tutmiš) をタイシドゥ (Ta[y]ši[du]) と推補した。これは破損缺落部直前の殘畫を誤讀したものであり、ここに訂正する。

<sup>31</sup> 本處の *3[tut]miš* は貸主の人名ではなく、動詞 *tut*-「保つ；借用する」の完了形に位格語尾が接續して「借用した時に、借用し終わった時に」を意味するものと解釋する。

<sup>32</sup> 「100官布をその元金 [に載せて300]官布を返済する」という文脈は、官布消費貸借契 SUK Lo01 の *3älig qanpu bašinta 4urup yuz älig qanpu birür-män* 「私は50官布を元金に載せて150官布を返済する」、および U 5538r (VOHD 13,21 #118) の *2yuz qanpu krgäk bolup [……] 3älig qanpu bašinda (u)[rup …]* 「100官布が必要となって……50官布をその元金に載 [せて]」という表現と並行すると考えて推補した。

<sup>33</sup> 缺落部の *birginčä örü qodī* は、本文書と直に接續した同一の書記により書かれた穀物貸借契の習書 Ch/U 6992 (= Matsui 2006, Text D<sub>4</sub>) に同一の表現がみえることから補った。

<sup>34</sup> さらに筆者は、ベルリン科学アカデミー現存のウイグル文官布貸借契の斷片 U 5826 に、若干不鮮明ながら *1[...L(.)X birim quanpu* という語を見出している。これは、本文で言及した U 5317 を参照すれば「大税の官布 (*[u]l(u)γ birim quanpu*)」と、また本稿 Text D と比較すれば「毎年の税の官布 (*[y]il(i)q birim quanpu*)」と再構することができる。ただし、*Uig. birim* は「與えること；與えるべきもの」の原義から「負債」の意味もあるので [ED, p. 366; SUK II, p. 239]、例えば *yilliq birim quanpu* が数詞に後續して「□年分の負債である官布」と解釋することも可能であり、現金税としての官布に言及しているものと斷定するのは倉卒かもしれない。

年単位の現金税となっていたことはほぼ承認されよう。そして、ウイグル文供出命令文書は、行政上必要となった物件を民戸から供出させるだけでなく、その物件供出により民戸が本来負擔すべき正規の税役を代納させるという機能をも有していた [松井1998a; 松井1998b; 松井2002, pp. 94-100]。そこで筆者は、Text Cが供出物件である麵粉や葡萄酒の數量表示に際して、一般的な計量単位を用いず、あえて「～官布相當の (quanpuluq)」という珍しい——物價變動に伴って嚴密性を缺きかねない——表現を用いた歴史的背景として、Text Cの物件供出が現金税としての官布の代納に關係していたと推測する。すなわちText Cが、麵粉や葡萄酒の供出を、税としての官布の一部に換算することを命じるものであり、それゆえにあえて官布への換算額を明示する必要があったと考えるのである。

ところで、歸義軍時代の敦煌における税としての官布は、所有する田地250畝ないし300畝を

基準として1匹 (= 約25尺) を負擔させるものであった [池田1973, pp. 77, 110; 堀1999, pp. 320-323]。これに對し、Text Cでの供出物件の總額は、2+1+1=4官布以上であったことがほぼ確實であるから、必然的に西ウイグル王國における税としての官布の年額はそれ以上にならざるを得ない。これに關連して、上掲のText D文書で、必要とされる「年分の官布」の額が200官布と明記されていることは重要である。さらに、このText Dが現金税として納入すべき「年分の官布」を調達する必要から作成されたものとするれば、その他のウイグル文契約文書にも、同様の事情から作成されたものが

表2 賣買契・貸借契にみえる官布の金額

文書	額	摘要	校訂・備考
SUK Sa04	3500	土地賣価	
SUK Sa03	3250	土地賣価	
SUK Lo02	1000	貸借元金	
SUK Sa02	325	土地賣価	
Ch/U 7214	200	貸借元金	本稿 Text D
SUK Sa01	100	土地賣価	
SUK Sa19	100	奴隸賣価	同時に馬も受領
U 6061	105	貸借元金	BT V, p. 70; 本来必要な額は100官布
SUK Lo01	100	貸借元金	
SUK Lo04	100	貸借元金	
U 5538r	100	貸借元金	VOHD 13,21 #118
SI Kr IV 329	100	貸借元金	本稿脚註 14
Ot. Ry. 2150	100	貸借元金	
So 10239(4)	100	貸借元金	VOHD 13,22 #320
Ot. Ry. 5334	70	貸借利息?	
Or. 8212/131	50	貸借元金	森安 1998, pp. 7-9
Or. 8212/131b+ Or. 8212/151r	50	貸借元金	梅村 2006, 資料 5 + 資料 7 <sup>35</sup>
U 5826	20	貸借利息	VOHD 13,22 #323
Or. 8212/132	(缺)	家屋賣価?	梅村 2006, 資料 8
Or. 8212/143	(缺)	土地賣価?	梅村 2006, 資料 4
U 5926	(缺)	貸借元金	VOHD 13,22 #351
U 6287	(缺)	土地賣価?	VOHD 13,22 #314
Ot. Ry. 1792	(缺)	不明	
Ot. Ry. 5618	(缺)	貸借元金	

<sup>35</sup> 梅村 2006 は、資料 5 = Or. 8212/131b の表裏の書體をともに草書體とし、資料 7 = Or. 8212/151 はオモテ草書體・ウラ半楷書體とみなした。しかし、筆者が實見調査したところでは、この兩斷片はほぼ隙間なく接合する (表裏は別筆ながらともに半楷書體とみなすべきである)。従って、梅村による資料 7 = Or. 8212/151 部分の校訂に對し、Or. 8212/131b を利用して以下のように補訂を加えることができる。斷片接合箇所は + で示し、その前(上側)が Or. 8212/151, 後(下側)が Or. 8212/131b となる: <sub>1</sub>[küs](kü) yil säkizin(č) ay bir yä(g)lrmikä +] bolı(?) ] |(..) 'äsänkä älig quanpu krg[äk] + bolup bäki ][-tä] aldım qač (ay) tutsar-män ay +[salyu üčär quanpu 4[ası]y köni birtür män birginčä yoq+(b)ar bolsar män 5[oγul](um) il | |(..) köni birtür(ün) [ta]nu+q qaply bu tamγa 「①鼠年第八月十一日に。……ボリ②……エセンに 50 官布が必要となって、ベキ③ [から] 借り受けた。何ヶ月借用しようとも、月ごとに 3 官布ずつの④ [利] 息 (とともに) 正しく私は返済する。返済する前に私が [逃] 亡すれば⑤ [私の息] 子イル = ……が正しく返済せよ。立會人カプルグ。このタムガ印は 【以下缺】」。

含まれる可能性がある。そこで、未公開のものも含めて筆者が窺知し得た西ウイグル時代のウイグル契のうち、官布による賣買もしくは官布の消費貸借がなされている例を抽出し、賣主・借主が必要とする官布の額と、その摘要を示したのが表2である。

この表2によると、官布の消費貸借契（表中では網掛け表示）は13件、そのうち貸借元金の額が判明するものは11件ある。ここで注目すべきは、借主が必要とする官布の額を100官布とするものが7件あり（ただし、U 6061の実際の借用額は105官布）、官布貸借契全体の半数を超えることである。この割合は、偶然とみなすには若干高すぎるように思われ、100官布という数値が西ウイグル時代のウイグル人社會で何らかの経済的な意味を持っていたことを示唆する。また、本稿Text Dはこの倍額の200官布を設定していたが、これとは逆に100官布の半額の50官布を借り入れる例も2件あり、土地賣買契Sa01でも100官布を調達するために田地が賣買されている。そこで筆者は、西ウイグル時代のある時期には、現金税としての「年分の官布 (yilliq quanpu)」の標準税額は100官布とされており<sup>36</sup>、実際の課税額は、課税対象となる人戸の財産に應じて50官布もしくは100官布単位で等級化されていたと考えたい。そして、上掲の100官布・50官布を調達する賣買契・貸借契も、本稿

<sup>36</sup> ちなみに、大英圖書館所蔵のウイグル語書簡 Or. 8212/129 文書には、<sub>1</sub>totoq bälq qutin](g)a • quluti bkümiš ötügüm • <sub>2</sub>qoñ-lu]y.....] qanturmiš totoq • tutap yüz qunpu <sub>3</sub>suv? XW[... ol sän yüz qunpu birgil tip bitürdi <sub>4</sub>yüz qunpu X[..... t]lutung-qa birdim ay tisär män ol qunpu <sub>5</sub>qutadmiš tot[o](q) ilig? almiš qunpu ol anı birip yangı <sub>6</sub>bu qunpu 「①都督どの[へ]。しもべたるベキュミシュが申し上げます。②高昌の……カントウルミシュ都督が保持して、『100官布は③水(?) ……である。お前が100官布を支拂え』と書かせました。④『私は100官布を……都統に支拂いましたぞ!』と私が言うと、『その官布は⑤クタドミシュ都督が手ずから(?)受け取った官布である。それを支拂って、新たに⑥この官布……』』という文言がみえる。文脈が判然としないため確實ではないものの、行政官とみられる都督 (totoq) が登場していることからみて、ここにみえる100官布も、現金税として徴収されるものであったかもしれない。例えば、この書簡の差出人ベキュミシュは、佛僧である某都統から田地を租借している小作人であり、その田地に課される税としての官布を地主・小作人のどちらが支拂うのかというトラブルを想定することが可能であろう。ウイグル契の雛型となったトゥルフアン・敦煌出土の唐宋時代の漢文租田契では、地税は地主負擔というのが一般的であり [池田 1973, pp. 75-76; 池田 1990, p. 60; 堀 1999, pp. 317-318]、また相対的に古い半楷書体のウイグル租佃契でも地主負擔の例があるが [SUK RH01]、契約によっては小作人が一部を負擔する場合もあった [SI 4bKr 223 = Matsui 2006, Text A]。なお、モンゴル時代のいわゆるカイトウ (Qayimtu) 文書では、地主が経済力を背景に土地にかかる租税 (birim alim) を小作人に負擔させることもあった [山田 1963, pp. 152-154; 山田 1978, pp. 53-54]。さらに、田地を基準として賦課される徭役労働であったカラン税 (qalan) を軽減させるために、農民たちが田地を佛教教團に寄進して實質的にその小作農となり、新地主たる佛教教團にかわって田地に賦課される地税 (sang) を負擔していた例がある [松井 2004c; Matsui 2010]。なお、筆者が實見した時点では、Or. 8212/129 文書は一箇のガラス板に保存される2つの断片 (a = 大, b = 小) からなり、b断片の下にa断片が隙間無く接合するが、表・裏が入れ違っている。表・裏のウイグル文は同一の半楷書體であり、裏面はオモテ面の書簡に連続する。梅村 2006 が資料1として公刊したのは、a断片の裏面にあたる。ただし梅村は、オモテ面を別筆 (半草書體) とみなし、またb断片との接合関係にも言及しない。裏面についても判讀は困難であるが、梅村による校訂テキストに對して確實に訂正できる箇所を以下に挙げておく：<sub>2</sub>/// nom → -(k)ä • [sö](z)üm 「……に、私は申し上げます。」；<sub>6</sub>WRYK(?) suvqartilsar biz • ötüq → (ö)tüg sav qilsar biz • ötüq 「私達が請願の上申をすれば、請願」；<sub>7</sub>bäri tip aqaturmüz → bardı tip äsıdmtz 「行った、と私達は聞いた」；<sub>8</sub>(ö)gänim(?)-tä tärişgäy biz → almiš-ta ünıya(l)i biz 「受け取った時に、私達は安心するでしょう」。

Text Dと同様、現金税としての官布を納入する必要から作成されたものと推測するものである。

もちろん、これは「ある時期」における「標準税額」を推測したものであり、西ウイグル時代の全時代を通じて全人戸に同額の官布が現金税として課されていた、と主張するものではない。例えば、上掲表2のうちSUK Sa04の3500官布およびSa03の3250官布は、財産賣買による官布の調達額としての数値があまりにも突出している。もしこれが現金税としての官布の納税に關係するものとすれば、その背景には物價の變動や官布自體の規格の變化に伴う税額の上昇があったと考えるべきかもしれない<sup>37</sup>。一方で、Lo02で貸借されている1000官布については、年額100官布の10年分（あるいは年額200官布の5年分）の滞納額を支払うためのものだった可能性があろう<sup>38</sup>。

最後に、この100官布という税額の價直を検討しておきたい。前述のUSp 35 = \*U 9189 やOt. Ry. 1415にみえる葡萄酒の価格から推計すると、9.2 l ~ 22.5 l という量が得られる。その他に、官布が物價表示に用いられる例としては、佛教教團への寄進に関する帳簿であるSI Kr I 420にはyuz at ygrmi qoyn-nung säkiz ming biš yuz qunpu「100頭の馬と20頭の羊の8500官布」という記載がみえ[Tuguševa 1996, Text 4]、単純に馬と羊を等價とみれば1頭の價格は70.83官布（= 8500官布 ÷ 120）となる。おそらく家畜賣買に関する帳簿と思われるベルリン科学アカデミー所蔵のU 6114 + U 5848文書（VOHD 13, 21 #231）には、ヤギ1頭の價格が70 ~ 110官布、また羊1頭の價格が112 ~ 136官布という例がみえる。これらの價格についても物價變動を考慮する必要があるものの、おおむね100官布は、ヤギ・羊なら1 ~ 2頭、葡萄酒なら約10 l ~ 20 l に相當するものであり、一般人戸にとっても特別に高額ではなかったとみなせるのではなかろうか<sup>39</sup>。

<sup>37</sup> 田先千春によれば、西ウイグル王國における官布の規格は、10世紀・11世紀を境に25尺=約750cmから10尺=約300cmに改變され、それに伴って貨幣價直も下落した可能性があるという（「古代ウイグル語文獻から見た通貨棉布の規格について」2007年11月18日、内陸アジア史學會大會研究發表。要旨：『内陸アジア史研究』23, 2008, pp. 199-200）。また、當該の研究發表のハンドアウトでは、このSUK Sa03, Sa04など、突出して多額の官布が言及される用例も検討され、それらが官布の貨幣價直の下落を示す可能性について指摘されている。その詳細は、田先女史自身によって論文化されるであろうから、鶴首して俟つこととしたい。あわせて、研究發表のハンドアウトをご惠賜のうえ、本稿でも引用することを許可された田先女史のご好意に謝意を表わす。

<sup>38</sup> 税役負擔のために所有する田地を賣買した契約の例としては、モンゴル期に屬するものであるが、SUK Sa09がある。その賣買動機を記した部分では、「現行のカラン税（qalan）」と並んで、「その（=カラン税の）古い半分」などにも言及しており[松井 2002, pp. 101-102]、滞納している税負擔が賣買契約による通貨調達の原因となっていた一例ともみなせる。また、同じくモンゴル期のウイグル文書MIK III-50（=多魯坤・梅村・森安 1990, pp. 22-24）は、2年前（羊年）の商税（tamyra）の滞納分を、やはり滞納していた3年前（馬年）の商税に充当するよう帳簿を操作することに關係するものであり、ウイグル社會における税の納付狀況の一端を示すものとして興味深い。

<sup>39</sup> ただし、上掲表2中のSUK Sa01で、100官布で賣買されるč[ ]mɣuq-ta bir šyɣi yirim「č[ ]mɣuqにある1石の種が播ける田地」については、ヤギ・羊1 ~ 2頭、葡萄酒10 l ~ 20 l で購入できるようなものではなく、より高價であったと推測される。ここでもやはり官布の價直變動を考慮すべきであろう。脚註36も參照。

## おわりに

本稿では、まず西ウイグル時代に属するウイグル文供出命令文書3件 (Texts A, B, C) について文献学的なテキスト校訂作業を行なった。

その上で、この3件の書式について、既公刊のモンゴル時代の供出命令文書の書式と比較検討し、西ウイグル時代からモンゴル時代に至るまでのウイグル文供出命令文書の書式がほぼ共通することを明らかにした。

さらに、この3件に押された官印が同一のものであることに着目しつつ、その他の西ウイグル時代の文書にみえる官印と比較検討し、これら3件の供出命令文書が西ウイグル政府中樞から発行されたことを明らかにした。ウイグル文供出命令文書では書式上その発行責任者が明記されないため、その他多数のモンゴル時代の供出命令文書の性格を考える上でも、この点は重要となる。

最後に、Text Cにおける供出物件が、通貨としての官布 (quanpu) に換算されて表示されていることから、これが現金税としての官布の代納に關するものであり、西ウイグル王國で官布が税目的一种となっていたという見解を補強した。あわせて、その年額についても、新出資料を含むウイグル文契約文書を参照しつつ考察した。

ウイグル語文書全體に占める西ウイグル時代の文書の割合は少なく、かつその多くも断片的なので、そこから歴史的な再構成を行なうことはきわめて困難である。本稿における所論も推測に頼った部分が少なくない点、大方のご寛恕を乞うとともに、示教を切望するものである。また、本稿では十分に扱いきれなかった断片資料群も網羅的に利用して、あらためて本稿の所論を再検討することを、今後の課題としておきたい。

## 参考文献・略號

- 荒川 正晴 1986a: 「魏氏高昌國における郡縣制の性格をめぐって」『史學雜誌』95-3, pp. 37-76.
- Arat, R. R. 1937: Uygurca yazılar arasında. *Türk Tarih, Arkeolojya ve Etnografya Dergisi* 3 (1936), pp. 101-112, +1 pl. (Rpt. in *Makaleler* I, Ankara, 1987, pp. 574-585)
- Arat, R. R. 1964: Eski Türk hukuk vesikalari. *Türk Kültürü Araştırmaları* 1, pp. 1-53.
- Bailey, H. 1951: The Staël-Holstein Miscellany. *Asia Major* n. s. 2-1, pp. 1-45.
- Beduhn, J. 2001: Appendix I: Middle Iranian and Turkic Texts Associated with Manichaean Art from Turfan. In: Zs. Gulácsi, *Manichaean Art in Berlin Collections*, Turnhout, pp. 209-244.
- BSA II: A. von Le Coq, *Die Buddhistische Spätantike in Mittelasien*, Vol. 2. Berlin, 1923.
- BT V: P. Zieme, *Manichäisch-türkische Texte*. Berlin, 1975.
- BT XII: N. Sims-Williams, *The Christian Sogdian Manuscripts C2*. Berlin, 1985.
- Clauson, G. L. M. 1931: The Geographical Names in the Staël-Holstein Scroll. *Journal of the Royal Asiatic Society* 1931, pp. 297-309.
- Clauson, G. 1971: A Late Uyğur Family Archive. In: C. E. Bosworth (ed.), *Iran and Islam: In Memory of the Late Vladimir Minorsky*, Edinburgh, pp. 167-196.
- 多魯坤=闕白爾 (Dolkun Kāmbiri)・梅村 坦・森安 孝夫1990: 「ウイグル文佛教尊像受領命令文書研究」『アジア・アフリカ言語文化研究』40, pp. 13-34, -2 pls.
- ED: G. Clauson, *An Etymological Dictionary of Pre-Thirteenth-Century Turkish*. Oxford, 1972.

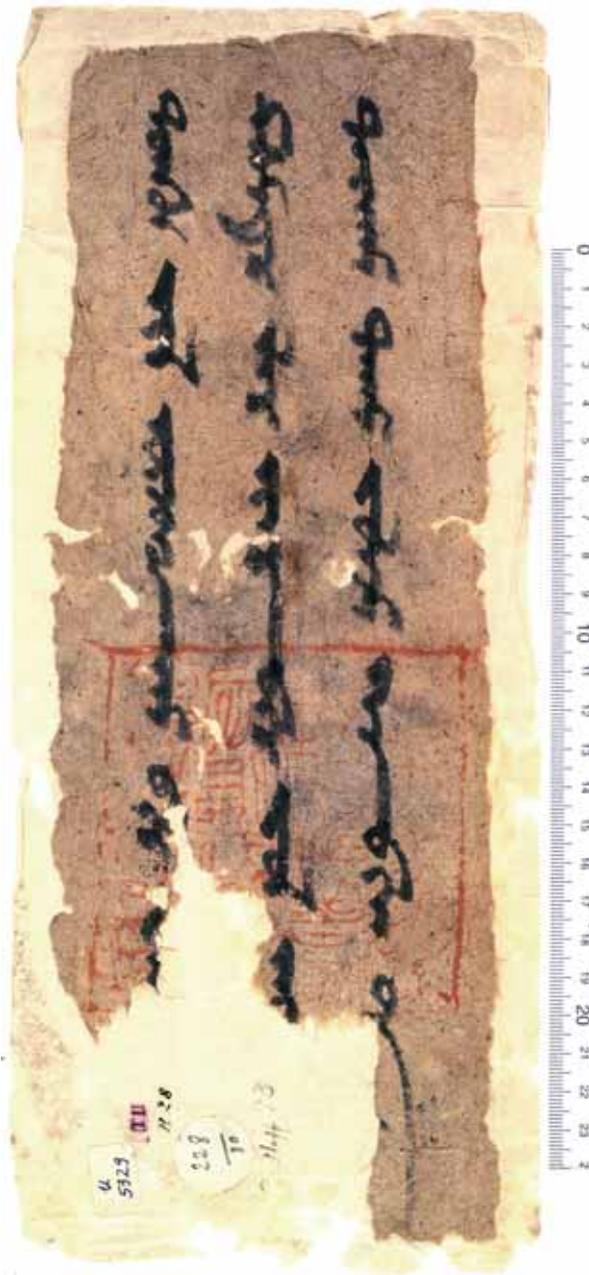
- Erdal, M. 2002: On the Frontness Opposition in Loanwords in Old Uyghur. 『内陸アジア言語の研究』 17, pp. 3-23.
- 馮培紅2003:「客司與歸義軍的外交活動」鄭炳林(編)『敦煌歸義軍史專題研究續編』蘭州大學出版社, pp. 307-325.
- 藤枝 晃1956:「長行馬」『墨美』 60, pp. 2-13.
- 高啓安2010:「敦煌吐魯番文書中三等次供食問題研究」『敦煌寫本研究年報』 4, pp. 35-79.
- Gharib, B.: *Sogdian Dictionary*. Tehran, 1995.
- Hamilton, J. R. 1969: Un acte ouïgour de vente de terrain provenant de Yar-khoto. *Turcica* 1, pp. 26-52.
- 羽田 明・山田 信夫1961:「大谷探検隊將來ウイグル字資料目録」『中央アジア古代語文獻』(西域文化研究4)法藏館, pp. 171-206, +pls. 11-37.
- Heilkunde: G. R. Rachmati, Zur Heilkunde der Uiguren, I-II. *Sitzungsberichte der Preußischen Akademie der Wissenschaften* (Phil.- Hist. Klasse) 1930, pp. 451-473; *Sitzungsberichte der Preußischen Akademie der Wissenschaften* (Phil.- Hist. Klasse) 1932, pp. 401-448.
- 堀 敏一1999:「中唐以後敦煌地域における税制度」唐代史研究会(編)『東アジア史における國家と地域』刀水書房, pp. 316-336.
- 池田 温1973:「中國古代の租佃契(上)」『東洋文化研究所紀要』 60, pp. 1-112.
- 池田 温1990:「敦煌における土地税役制度をめぐって」『東アジア古文書の史的的研究』刀水書房, pp. 46-70.
- 伊斯拉非爾=玉蘇甫 Israpil Yüsüp 1999:「吐魯番新發現的回鶻語文書」『敦煌吐魯番研究』 4, pp. 287-298, +3 pls.
- 李 經緯1996:『吐魯番回鶻文社會經濟文書研究』新疆人民出版社。
- Malov, S. E. 1932: Ujgurskie rukopisnye dokumenty ekspeditsii S. F. Ol'denburga. *Zapiski Instituta Vostokovedeniia Akademii Nauk SSSR* 1, pp. 129-149, +6 pls.
- Maspero, H. 1953: (ed.) *Les documents chinois de la troisième expédition de Sir Aurel Stein en Asie Centrale*. London.
- 松井 太1998a:「モンゴル時代ウイグルスタン税役制度とその淵源」『東洋學報』 79-4, pp. 026-055.
- 松井 太1998b:「ウイグル文クトルグ印文書」『内陸アジア言語の研究』 13, pp. 1-62, +15 pls.
- 松井 太1999:『モンゴル時代ウイグルスタンの税役制度と文書行政』大阪大學大学院文學研究科博士學位請求論文(未公刊)
- 松井 太2002:「モンゴル時代ウイグルスタンの税役制度と徴税システム」『碑刻等史料の総合的分析によるモンゴル帝國・元朝の政治・經濟システムの基礎的研究』科研費報告書(No. 12410096)pp. 87-127.
- 松井 太2003:「ヤリン文書」弘前大學人文學部『人文社會論叢』人文科學篇10, pp. 51-72.
- 松井 太2004a:「モンゴル時代の度量衡」『東方學』 107, pp. 166-153.
- 松井 太2004b:「シヴシドゥ・ヤクシドゥ關係文書とトヨク石窟の佛教教團」森安孝夫(編)『中央アジア出土文物論叢』朋友書店, pp. 41-70.
- 松井 太2004c:「モンゴル時代のウイグル農民と佛教教團」『東洋史研究』 63-1, pp. 1-32 (r.p.)
- 松井 太2005:「ウイグル文契約文書研究補説四題」『内陸アジア言語の研究』 20, pp. 27-64.
- 松井 太2006a:「新疆所在ウイグル語文書調査簡報」荒川正晴(編)『東トルキスタン出土「胡漢文書」の総合調査』科研費報告書(No. 15401021)pp. 49-59.
- 松井 太2006b:「回鶻語 kâzig 與高昌回鶻王國税役制度的淵源」新疆吐魯番地區文物局(編)『吐魯番學研究(第二屆吐魯番學國際學術研討會論文集)』上海辭書出版社, pp. 196-202.
- Matsui, D. 2004: Unification of Weights and Measures by the Mongol Empire as Seen in the Uigur and Mongol Documents. In: D. Durkin-Meisterernst et al. (eds.), *Turfan Revisited*, Berlin, pp. 197-202.
- Matsui, D. 2005: Taxation Systems as Seen in the Uigur and Mongol Documents from Turfan: An Overview. *Transactions of the International Conference of Eastern Studies* 50, pp. 67-82.
- Matsui, D. 2006: Six Uigur Contracts from the West Uigur Period (10th-12th Centuries). 弘前大學人文學部『人文社會論叢』人文科學篇15, pp. 35-60.
- Matsui, D. 2010: Uigur Peasants and Buddhist Monasteries during the Mongol Period. Re-examination of the Uigur Document U 5330 (USp 77). In: T. Irisawa (ed.), "The Way of Buddha" 2003: The 100th Anniversary of the Otani Mission and the 50th of the Research Society for Central Asian Cultures, Kyoto, pp. 55-66.

- 護雅夫1967:『古代トルコ民族史研究 I』山川出版社。
- 護雅夫1972:「西突厥傳」佐口透・山田信夫・護雅夫(譯註)『騎馬民族史2・正史北狄傳』平凡社, pp. 189-298.
- 森安孝夫1974:「ウイグル佛教史史料としての棒杭文書」『史學雜誌』83-4, pp. 38-54.
- 森安孝夫1977:「ウイグルの西遷について」『東洋學報』59-1/2, pp. 105-130.
- 森安孝夫1987:「敦煌と西ウイグル王國」『東方學』74, pp. 58-74.
- 森安孝夫1988:「敦煌出土元代ウイグル文書中のキンサイ緞子」『榎博士頌壽記念東洋史論叢』汲古書院, pp. 417-441.
- 森安孝夫1991:『ウイグル=マニ教史の研究』(『大阪大學文學部紀要』31/32)。
- 森安孝夫1992:「ウイグル文書笱記(その三)」『内陸アジア言語の研究』7(1991), pp. 43-54.
- 森安孝夫1994:「ウイグル文書笱記(その四)」『内陸アジア言語の研究』9, pp. 63-94.
- 森安孝夫1997:「大英圖書館所藏ルーン文字マニ教文書Kao. 0107の新研究」『内陸アジア言語の研究』12, pp. 41-71.
- 森安孝夫2000:「河西歸義軍節度使の朱印とその編年」『内陸アジア言語の研究』15, pp. 1-121, +1 pl.
- 森安孝夫2004:「シルクロード東部における通貨」森安孝夫(編)『中央アジア出土文物論叢』朋友書店, pp. 1-40.
- 森安孝夫2007:「西ウイグル佛教のクロノロジー」『佛教學研究』62/63, pp. 1-45.
- Moriyasu, T. 2001: Uighur Buddhist Stake Inscriptions from Turfan. In: L. Bazin / P. Zieme (eds.), *De Dunhuang à Istanbul*, Turnhout (Belgium), pp. 149-223.
- Moriyasu, T. 2002: On the Uighur Buddhist Society at Čiqtim in Turfan during the Mongol Period. In: S.-Chr. Raschmann / M. Ölmez (eds.), *Splitter aus der Gegend von Turfan*, Istanbul / Berlin, 2002, p. 157.
- Moriyasu, T. 2003: History of Manichaeism among the Uighurs from the 8<sup>th</sup> to the 11<sup>th</sup> Centuries in Central Asia. 森安孝夫(編)『シルクロードと世界史』大阪大學大學院文學研究科, pp. 23-111, +15 pls., 8 maps, 3 figs.
- Müller, F. W. K. 1912: Der Hofstaat eines Uiguren-Königs. In: *Festschrift Vilhelm Thomsen*, Leipzig, pp. 207-213.
- Müller, F. W. K. 1913: Ein Doppelblatt aus einem manichäischen Hymnenbuch (Maḥrnamag). *Abhandlungen der Preussischen Akademie der Wissenschaften* 1912-5 (1913).
- 西村陽子・北本朝展2010:「スタイン地圖と衛星畫像を用いたタリム盆地の遺跡同定手法と探検隊考古調査地の解明」『敦煌寫本研究年報』4, pp. 209-245.
- 七小紅2003:『唐五代宋初敦煌畜牧業研究』新文豐出版公司。
- OTWF: M. Erdal, *Old Turkic Word Formation*, I-II. Wiesbaden, 1991.
- 大津透1998:「唐西州高昌縣粟出舉帳斷簡について」皆川完一(編)『古代中世史料學研究』上卷, 吉川弘文館, pp. 1-50.
- Pelliot, P. 2002: *Les routes de la région de Turfan sous les T'ang suivi de l'histoire et la géographie anciennes de l'Asie Centrale dans Innermost Asia*. ed. J.-P. Drège. Paris.
- Raschmann, S. -Chr. 1995: *Baumwolle im türkischen Zentralasien*. Wiesbaden.
- Raschmann, S. -Chr. 2009: *Traces of Christian Communities in the Old Turkish Documents*. 張定京・阿不都熱西提=亞庫甫(編)『突厥語文學研究: 耿世民教授八十華誕紀念文集』中央民族大學出版社, pp. 339-350.
- Rybatzki, V. 2006: *Die Personennamen und Titel der Mittelmongolischen Dokumente*. Helsinki.
- 榮新江1996:「歸義軍與西州回鶻之關係」『歸義軍史研究』上海古籍出版社。
- Rong Xinjiang 2001: The Relationship of Dunhuang with the Uighur Kingdom in Turfan in the Tenth Century. In: L. Bazin / P. Zieme (eds.), *De Dunhuang à Istanbul*, Turnhout (Belgium), pp. 275-298.
- 施萍亭1983:「本所藏『酒帳』研究」『敦煌研究』1983, pp.142-155, +1 pl.
- 嶋崎昌1959:「高昌國の城邑について」『中央大学文学部紀要』17。
- 嶋崎昌1977:『隋唐時代の東トルキスタン研究』東京大學出版會。
- Sims-Williams, N. / J. Hamilton 1990: *Documents turco-sogdiens du IXe-Xe siècle de Touen-Houang*. London.
- SUK: 山田信夫(著) 小田壽典・P. Zieme・梅村坦・森安孝夫(編)『ウイグル文契約文書集成 (*Sammlung uigurischer Kontrakte*)』全3卷。大阪大學出版會, 1993.
- 田先千春2006:「古代ウイグル語文獻に見える bay について」『東洋學報』88-3, pp. 01-026.

- 田先 千春 2008: 「古ウイグル語文獻中の yiti/säkiz tištäki böz 「七／八齒棉布」について」『比較社會文化研究』24, pp. 105-112.
- Thomsen, V. 1912: Dr. M. A. Stein's Manuscripts in Turkish "Runic" Script from Miran and Tun-huang. *Journal of the Royal Asiatic Society* 1912, pp. 181-227, +2pls.
- TMEN: G. Doerfer, *Türkische und mongolische Elemente im Neupersischen*, I-IV. Wiesbaden, 1963-75.
- TTD: T. Yamamoto / O. Ikeda (eds.), *Tun-huang and Turfan Documents Concerning Social and Economic History III, Contracts, A. Introduction & Texts*. Tokyo, 1987.
- TT IX: A. von Gabain / W. Winter, *Türkische Turfantexte IX. Ein Hymnus an den Vater Mani auf "Tocharisch" B mit alttürkischer Übersetzung*. Berlin, 1958.
- Tugusheva, L. Ju. 1984: Nekotorye dopolnenija k chteniju drevneujgurskikh delovykh dokumentov. *Pis'mennye Pamjatniki Vostoka 1976-1977*, pp. 240-246, +362-365 (pls).
- Tugusheva, L. Ju. 1988: Rannesrednevekovaja ujugurskaja rukopisnaja kniga. In: *Rukopisnaja kniga v kul'ture narodov vostoka* II, Moskva, pp. 358-372, +2 pls.
- Tugusheva, L. Ju. 1996: Neskol'ko ujugurskikh dokumentov iz rukopisnogo sobranija Sankt-Peterburgskogo filiala IV RAN. *Peterburgskoe Vostokovedenie* 8, pp. 215-238.
- 梅村 坦 1987a: 「ウイグル文書『SJ Kr. 4/638』」『立正大學教養部紀要』20, pp. 35-87.
- 梅村 坦 1987b: 「イナンチー族とトゥルファン＝ウイグル人の社會」『東洋史研究』45-4, pp. 90-120.
- 梅村 坦 2006: 「Chong-hassar 出土ウイグル俗文書の検討」『中央アジア古文獻の言語學的・文獻學的的研究』10, pp. 15-30, +5 pls.
- USp: W. W. Radloff, *Uigurische Sprachdenkmäler*, ed. S. E. Malov. Leningrad, 1928. (Rpt. Osnabrück 1972)
- VOHD 13.21: S.-Chr. Raschmann, *Altürkische Handschriften Teil 13, Dokumente Teil 1*. Stuttgart 2007.
- VOHD 13.22: S.-Chr. Raschmann, *Altürkische Handschriften Teil 13, Dokumente Teil 2*. Stuttgart 2009.
- 王 素 2000: 『高昌史稿・交通編』文物出版社。
- 山田 信夫 1961: 「大谷探検隊將來ウイグル文賣買貸借文書」『中央アジア古代語文獻』（西域文化研究 4）法藏館, pp. 207-220, +pls. 34-37.
- 山田 信夫 1972: 「ウイグル文奴婢文書及び養子文書」『大阪大學文學部紀要』16, pp. 161-268, +pls. 1-12.
- 嚴 耕望 1985: 『唐代交通圖考第 2 卷・河隴磧西區』中央研究院歷史語言研究所。
- Yoshida, Y. 2000: Further Remarks on the Sino-Uighur Problem. 『アジア言語論叢』3, pp. 1-11.
- 張 廣達・榮 新江 1989: 「有關西州回鶻的一篇敦煌漢文文獻」『北京大學學報』哲學社會科學版 1989-2, pp. 24-36.
- 鄭 炳林 2003: 「敦煌西域出土回鶻文文獻所載 qunbu 與漢文文獻所見官布研究」鄭炳林（編）『敦煌歸義軍史專題研究續編』蘭州大學出版社, pp. 381-394.
- Zieme, P. 1974: Zu den nestorianisch-türkischen Turfantexten. In: G. Hazai / P. Zieme (eds.), *Sprache, Geschichte und Kultur der altaischen Völker*, Berlin, pp. 661-668, +Taf. 51-54.
- Zieme, P. 1976: Zum Handel im uigurischen Reich von Qoço. *Altorientalische Forschungen* 4, pp. 235-249.
- Zieme, P. 1981: Uigurische Steuerbefreiungsurkunden für buddhistische Klöster. *Altorientalische Forschungen* 8, pp. 237-263, +Taf. XIX-XXII.
- Zieme, P. 1997: Alkoholische Getränke bei den alten Türken. In: A. Berta (ed.), *Historical and Linguistic Interaction between Inner-Asia and Europe*, Szeged, pp. 435-445.
- Zieme, P. 1998: Das nestorianische Glaubensbekenntnis in einem alttürkischen Fragment aus Bulayiq. *Ural-Altäische Jahrbücher* (N. F.) 15 (1997 / 1998), pp. 173-180, +2 pls.

付記 本稿は科學研究費（基盤研究（A）・基盤研究（B）・基盤研究（C））および平成21年度三島海雲記念財團學術研究獎勵金による研究成果の一部である。

Plate I

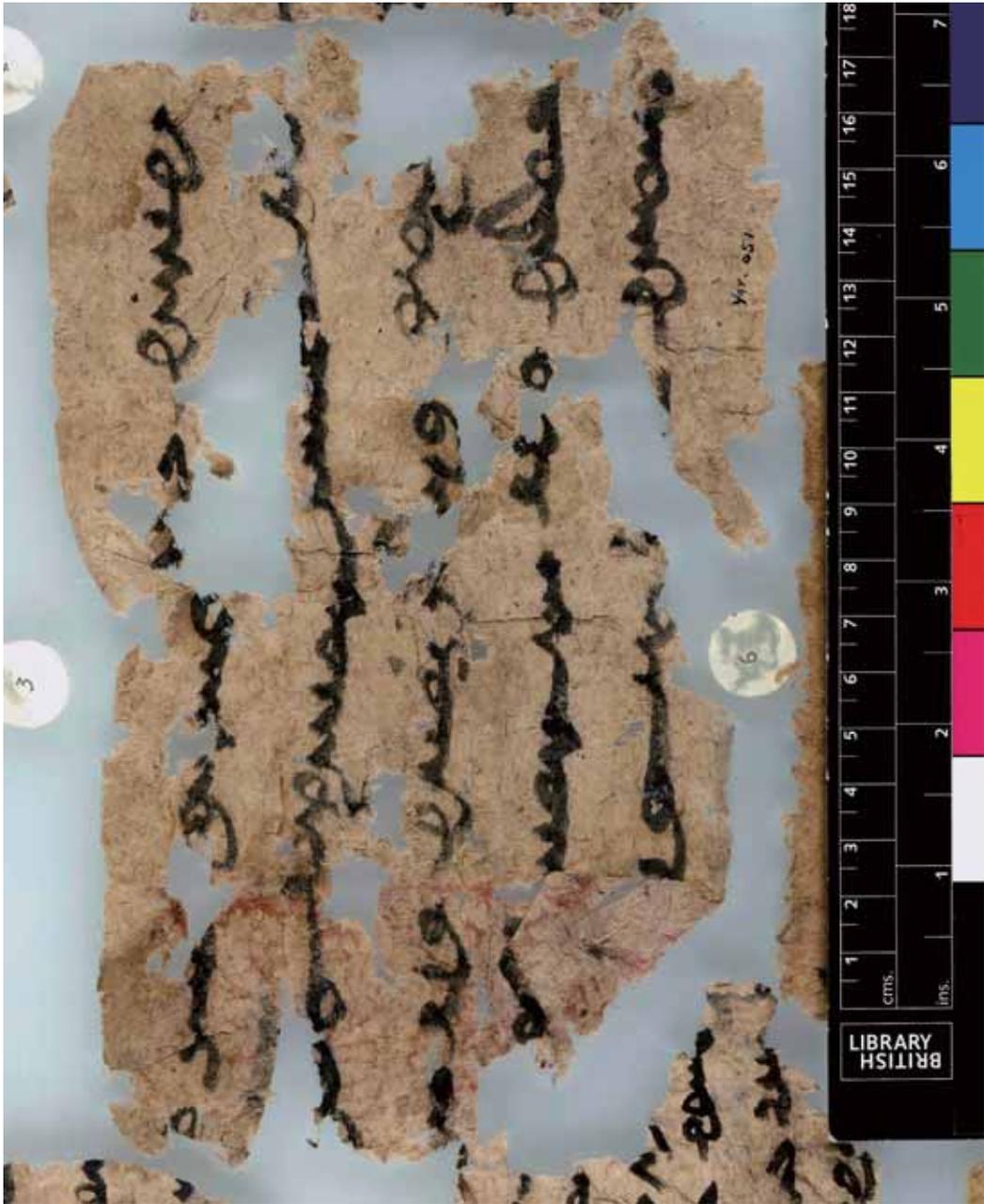


Text A

U 5329 (T II B29)

Depositum der Berlin-Brandenburgischen Akademie der Wissenschaften  
in der Staatsbibliothek zu Berlin-Preussischer Kulturbesitz, Orientabteilung

Plate II

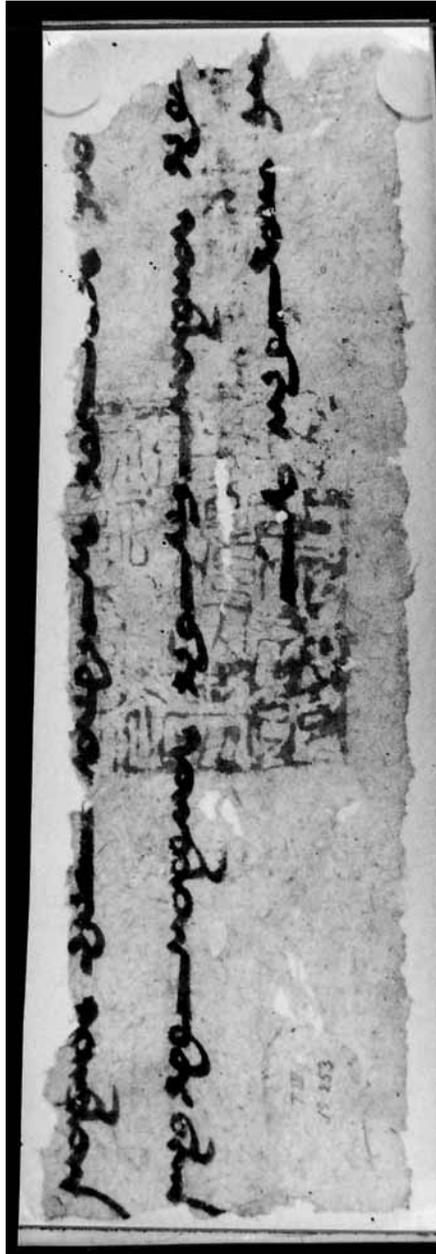


Text B

Or. 12207 (A) 6 (Yar. 051)

Reproduced by the permission of the British Library

Plate III



Text C

\*U 9231 (T III M 253)

By courtesy of Prof. Dr. Osman Fikri Sertkaya (Istanbul University)

Plate IV



Ch/U 7214 + \*Ch/U 9002

Ch/U 6992

**Text D**

Ch/U 7214 + \*Ch/U 9002 + Ch/U 6992

[Composite Image]

Depositum der Berlin-Brandenburgischen Akademie der Wissenschaften  
in der Staatsbibliothek zu Berlin-Preussischer Kulturbesitz, Orientabteilung  
and by courtesy of Prof. Dr. Osman Fikri Sertkaya (Istanbul University)